

第七十一回国会
衆議院
内閣
委員會議
録第六号

(1111)

昭和四十八年三月一日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 三原 朝雄君

理事 加藤 陽三君

理事 藤尾 正行君

理事 木原 実君

伊能繁次郎君

大石 千八君

近藤 鉄雄君

竹中 修一君

旗野 進一君

森 美秀君

吉永 治市君

和田 貞夫君

鈴木 康雄君

出席國務大臣

厚生 大臣 齋藤 邦吉君

國務 大臣 坪川 信三君

(総務府総務長)

出席政府委員

人事院 總裁 佐藤 達夫君

人事院事務局 局長 尾崎 朝夷君

内閣總理大臣官 房総務審議官 宮崎 隆夫君

總理府人事局長 皆川 迪夫君

警察庁刑事局長 斎藤 一郎君

安部 部長 山口 敏夫君

厚生政務次官 曾根田 郁夫君

厚生大臣官房長 加倉井 駿一君

厚生省公衆衛生局長 浦田 純一君

厚生省環境衛生局長 滝沢 正君

厚生省医務局長 松本 正君

厚生省業務局長 松本 正君

委員外の出席者

厚生省社会局長 加藤 威二君

法務省刑事局参事官 龜山 繼夫君

厚生大臣官房統制調査部長 石丸 隆治君

通商産業省企業局長 植田 守昭君

局工業用水課長 本田 敬信君

内閣委員会調査室長

委員外の出席者

厚生省社会局長 加藤 威二君

法務省刑事局参事官 龜山 繼夫君

厚生大臣官房統制調査部長 石丸 隆治君

通商産業省企業局長 植田 守昭君

局工業用水課長 本田 敬信君

内閣委員会調査室長

委員の異動

二月二十八日

近藤 鉄雄君

石原慎太郎君

補欠選任

三月一日

赤城 宗徳君

丹羽喬四郎君

三塚 博君

吉永 治市君

東中 光雄君

同日

伊能繁次郎君

正示啓次郎君

森 美秀君

森下 元晴君

同日

伊能繁次郎君

正示啓次郎君

森 美秀君

森下 元晴君

同日

伊能繁次郎君

正示啓次郎君

森 美秀君

森下 元晴君

同日

伊能繁次郎君

正示啓次郎君

森 美秀君

森下 元晴君

同日

○三原委員長 これより會議を開きます。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。木下元二君。

○木下委員 この寒冷地手当を含めて地域手当全体の問題であります。寒冷地手当のほかに特

地手当とか調整手当などがありますけれども、これをどのようなものとして理解されておられるのかということなんです。これはいろいろ種類がありま

すけれども、それぞれの地域の生活実態、実情に

対応した生活扶助の手当、こういうふうには理解して

おられるのですけれども、これでいいんですか。

○佐藤(達)政府委員 大体においては、おっしゃ

るとおりのことであると申し上げてよろしいと思

います。ただ、いまおあげになりましたように種

類がいろいろございまして、その種類ごとに多少

のニュアンスの違いがございまして、たとえば調整

手当のような場合は、その地域における人間の採

用難というふうなことも入っております。それから生

活不便な土地については、やはりそこに行く人につ

いてのある種の心づもりというふうな意味もあり

ます。大体はおっしゃるとおりです。

○木下委員 わかりました。そこで伺いますが、

住宅手当、これは地域手当ではないわけですか。ま

た、法律上は住居手当ということで給与法あるいは

人事院規則に定められておりますが、この改正

善についてはどのようにお考えでしょうか。

○佐藤(達)政府委員 一口に申しますと、まだ宿

題が多少残っておりますので鋭意検討しておるわけ

です。現在のたてまえは、御承知のように、公務員

宿舎に入っている人と、それに入っていない人と

の負担のアンバランスというものを、まずは正す

ることに大きな主眼を置いて現行の制度ができて

おるわけでありまして。ただし、持ち家の人はど

うだとか、ほかのいろいろな問題が周辺にあるも

のですから、これはこれとしてなお勉強中でござ

いますというわけなんです。

○木下委員 この住居手当は、給与法を見まして

も、非常に低額で実情に合わないわけなんです。家賃

が三千円をこえる場合にそのこえる額の二分の一、

ただし三千円をこえてはならない、こういう

ふうな、いまの実情から見ましてあまりにも低額

だと思ふのです。特にこのことを地域手当に關連

しているところでは、もうこの住宅問題とい

うのはまさに深刻でありまして、一種の地域

手当としてひとつ制度化あるいは改善をすべきで

はなからうか、こういうふうには私も思ふのです

からお尋ねするのですけれども、根本はもとより

政府の住宅政策の根本的な改善にあると思ひま

す。当面は、公務員に安心して生活ができる、そ

ういう住宅を保障するということが肝要だと思ひ

ます。特にこれは、公務員の円滑な運営といったこ

とがいわれまされども、この住宅問題の解決な

しにそうした改善をはかっていくことは困難だと思

ひます。そこで特にお尋ねをしておるわけでご

ざいですが、この公務員に対する住宅の保障。先

ほど、住宅手当については宿題というふうなことを

言われまされども、この住宅の保障について

具体的なお考えというのはいらないわけですか。

○佐藤(達)政府委員 実はそこが沿革的にはポイ

ントだったわけでございます。ずいぶん前から住

宅手当を支給せよという要望がございまして、や

はりそれとやらはらになるのは、いま御指摘の住

宅そのものの提供なり確保ということにあるので

、これは公務員住宅そのものを大いに拡充して

いただいて、希望者はだれでも入れるようにして

もらおうということが一番基本的な先決問題ではな

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

いかということから、毎年毎年、大蔵大臣なり総

理大臣に私からも要望いたしまして、ときには書

面をお願いしたことすらあったわけでありまして、

これは幸いにして年々予算のほうもふやしてい

ただきまして、拡充されて、いまではほとん

どそういう点についても不便はなくなり、むしろ

そう、そういう公務員宿舎は不便だからごめんこう

むるというふうな人が出てきた。これはよいけい

話ですけれども、そのくらいに私もは充実して

きたと思っております。ただし、公務員宿舎

の立つております場所、通勤上の便宜の問題など

も考えなければなりませんから、そういう点での

問題は残っておりますけれども、一時に

比べるとよほどよくなったという面から、やはり

実質的に住宅を確保していくことが並行し

ての大問題であるという認識を持っておるわけ

でございます。

○木下委員 そういたしますと、宿舎の改善、拡

充についてもさらに前向きで検討を加えておる、

また住宅手当の問題についても宿題として考えて

おる、こういうふうに向つていいわけですか。

○佐藤(達)政府委員 住宅の提供そのものは私ど

すね。

○佐藤(達)政府委員 ことしの分はまだ持つてこ

られませんが、おそろしく近くお持ちになるだろ

うと心待ちにしておるわけですね。毎年その問題

は、いま、たまたま国公共関係のお話が出ましたか

ら申し上げましたけれども、いつも話題として、要

望として出ております。回答がないとおっしゃい

ますけれども、私自身がお会いして、何かいい知

恵はないかというところまで言ってお話を進めて

きておるわけでございますから、回答がないとい

うのはちょっとおかしいと思ひますけれども、わ

れわれの事情は事情としてよく説明を申し上げ、

お知恵があつたらかしてもらいたいという形で来

ておることは御了解願ひたいと思ひます。

○木下委員 そこで質問を変えますが、沖縄のよ

うなところで、非常に暑さのきびしいところだ

が、こういうふうなところにあるかどうかということ

について伺ひたいのです。

○佐藤(達)政府委員 あるところじゃありません

ので、どなたもそうだろうと思ひますけれども、

酷暑手当みたいなものは必要ではないかというこ

とは、常識的にわれわれとしては商売柄当然感ず

るところですね。したがっていましては検討は進めてま

りました。しかし現在のところでは、本土の方面

についてみましても、暑熱のいろいろなグラフを

見ますと、別に格段に沖縄のほうが暑いというよ

うなことでも出てこない。全体としては沖縄は暑

いでありまして、九州においても、地域

的にとらえてみましても、同じような程度の暑さの

ところがある。これは本土などもずっと調べてお

るわけでございます。

それからもう一つは、寒冷地手当からすると連想

が行くわけでありまして、寒冷地手当は、

たびたび申し上げておりますように、寒冷地対応

するための生活費の増高というのを見ておるわ

けであります。そういう目ではたとえば暑いとい

ころの方面を見ますと、それはクーラーの電気代と

いうようなことも考えられます。逆に今度は、

冬、寒冷のために石炭をたき、あるいは炭をおこ

しというふうなことも、電熱器を用ひ、あるいはふ

とんを何枚も重ねるといふようなことからいしま

すと、このほうは非常にまた沖縄のほうは楽でい

らつしやるという面もありますから、なかなかふ

ん切りがつかぬ問題であります。いまにわか

りまして、そのために、いわば非常に隔遠のこ

ろに、ほかの方がおられないでも公務員だけが

行つてやっているといたつたような状況でござい

ます。したがって、いわば離れ小島に公務員だけが

行つてやっておるというふうな感じがございま

すので、沖縄とはだいぶそういう事情が違つたわ

けで、沖縄と比べると、そういう復員するための業務とい

うことで諸業務をやつてもらう、そのために行つて

いる職員につきましましては、やはり家族を連れてい

けないような状況であるというふうなことで、そ

のため業務手当という特別の手当をつけている

わけでございます。

○木下委員 次は調整手当の問題を伺ひたいので

すが、これは昭和四十五年の勧告におきまして、

たしか今後三年間を目途として調査研究を行な

う、こういうふうな説明がされていたと思ひま

す。ことしはその三年目でありまして、この三年

間にわたる人事院の営々苦心の成果を全公務員

労働者が注目をしておるところであります。そこ

で伺ひたいのは、この三年間の調査研究はおよ

そ終えられたかどうか、伺ひたいと思ひます。

○尾崎政府委員 調整手当は、御承知でござい

ざいまして、今後行なわれる民間企業調査等にも、そういう関係の項目もさらに入れまして、十分検討をいたし、そして夏、行なわれるであります。よう勧告の際に結論を申し上げるということにいたしたいと考えております。

○木下委員 そうしますと、私がいま聞きましたように、四十五年の勧告で、三年間を目途として調査研究を行なうというふうに言われておりますので、私はこの三年間にいろいろと研究が進んでおるのではなからうかと思つていたので、そのうではなくて、いよいよ三年目だからこれからひとつ研究を重ねて夏ごろに結論を出そう、こういうことですか。

○尾崎政府委員 三年間の物価、賃金、生計費関係の地域的な変動状況というものはずっと毎年検討してまいっておりますけれども、やはり三年目でございまして、いまからいろいろな大規模な調査をいたしますので、ここの状況に合った形で考えるということが中心でございまして、こゝとは特に大規模にいろいろ調査をいたしたいというふうに考えております。

○木下委員 そこで、一つだけ私は具体的にお尋ねしたいのですが、実は私、兵庫県であります。が、阪神間に川西市という都市があります。これは川西の横に宝塚、伊丹と並んでいるのです。その南側に尼崎、西宮、芦屋、こう都市が並んでおります。この六つの都市は、これは一つの阪神圏とでもいふべきものであつて、別々の都市というよりも、社会的にも経済的にも一つの共通のまとまった都市のような感じがするのですけれども、その中で川西だけが乙地ということになつてゐるわけですね。ほかの阪神間の五つの都市は甲地であるのに、川西だけがこういふふうに乙地になつておる。一体なぜこういうことになつておるのか。これは先ほどの話ですと、四十五年に定められたということですが、四十五年当時においても、宝塚や伊丹に比べて川西が特別に乙地にしなければならぬという理由は私はないと思うのです。たとえば伊丹や宝塚に住んで川西の役所に

勤務をしてゐる国家公務員もおります。あるいはその逆に、川西に住んで宝塚や伊丹の役所につとめておる公務員もおります。その場合に、周辺都市から川西に勤務してゐる国家公務員だけが差別扱いのような形になるという非常に不合理な結論になつてくるわけですね。これは一体、特に川西を乙地にしておるという理由が何かあるのかどうか。私は一つの例を申しましたけれども、これは川西だけでなく、ほかの都市でも全国的にたくさんあると思うのですが、こういう不合理を是正してもらいたいことと、この点はもうけつてうですが、川西市について、特にこういふふうなほかの都市と違つた扱い方をされておることについての理由がもしあれば、伺いたいと思ひます。

○尾崎政府委員 御指摘の川西市の関係は、すべて甲地に指定してございまして、その関係は問題が一応ない、結論から申しますとそういうことでございまして、と申しますのは、前回の昭和四十五年の際に、川西市のように、甲地には含まれて、いわずと取り囲まれてゐるようなところにつきましては、すべて官署指定で、乙地でございまして、下の段階でございまして、すべてそこに所在する官署は両側の同じ水準にすることと、別途官署指定ではかの池田や宝塚、伊丹等と同じ水準に格づけをしてございまして、そういうことでございまして、川西市所在の官署につきましては、すべて特別に官署指定ということで高い水準にいたしておりますので、その点は問題が解消してゐると思つております。

この点につきましては、なぜそうなつてゐるかということをお聞き願ひいたしますと、各市町村につきましての地域手当の地域区分というものは非常にむづかしい問題でございまして、かつては、昭和二十五年以来、この内閣委員会と別にございまして人事委員会、国会の決定、法律によつて地域指定をするといったようなことが行なわれてきておつたわけでございます。それがたいへんいろいろ問題を生じまして、昭和三十三年に

内閣委員会、各党寄附されて議員修正が行なわれまして、当時の地域区分はもう現状固定をする、凍結をするというので、議員提案の法律改正が各党共同で行なわれて、そういう凍結が行なわれたということでございます。

その後、最近になりました、四十二年に人事院が、その凍結された地域区分というのは昭和二十七年現在の地域区分によつておりましたので、非常に古い状況になつておるということで、その後非常にいろいろ経済事情が変わつてきたということで、人事院といたしまして、人事院規則で新しく格づけをしたいという勧告を申し上げたのでございまして、地域区分につきましては、さしあたって現状を変更しないように配慮すべきだという両院の内閣委員会の附帯決議がございまして、地域区分は動かさないようにすべきであるという附帯決議が行なわれた。そういうことにかんがみまして、

しかしながら、あまりにも都市周辺の問題があるというところで、乙地は乙地としてやむを得ない、そういうことで地域区分は動かさず得ないという状況になりましたけれども、やはり非常にはなはだしい不均衡につきましては、その所在地について官署の指定で若干の調整をするということで、人事院規則におきます官署の指定で、川西市等につきましては、まわりを取り囲まれてゐる地域につきましては、その周辺の高い地域と同じ地域に指定をするということでもいってゐるわけでございます。

○木下委員 いずれにしましても、ことは、いま言われまして、調査研究の結果をもとにして大幅な改善をされるというふうに私は思ふのですが、ひとつこういつた不合理をきつぱりとして正される必要があらうと思ひます。また要望として申しておきますけれども、これは、将来に向かつては正をされるというだけでなく、過去にさかのぼつて、こういう不合理な取り扱いをしたことに対する不利益の補償をすべきものだ、こういうふうには私は考えるわけです。特にこれは公務員の

平等取り扱いの原則からいっても当然のことだ、こういうふうには私は考えますので、こうしたことも含めまして、ひとつぜひとも是正、改善をされるように要望をいたしておきます。

それから、もう時間ありませんので、最後に国会公務員共闘の人事院総裁に対する「一九七三年「給与勧告」に対する基礎作業について」と題する申し入れ、これが届いておるでしょうか。この申し入れは受理されておるでしょうか。

○尾崎政府委員 事務的に私はつい二、三日前に承りまして、まだ総裁のところには申し上げておりませんが、今後よく検討しようというふうにしております。

○木下委員 この申し入れを行なつた趣旨は、どういふふうに理解されておられますか。

○尾崎政府委員 公務員の給与決定につきましては、やはり民間との関係を第一義的に考えまして、官民均衡というところで従来からやつてまいつておりますけれども、その官民均衡についてのほかから技術的な面におきまして、いろいろと前から問題が指摘されておりましたけれども、私どもとしては、その毎年の関係におきまして、組合の御要望に、十分じゃございませんけれども、少しづつ沿ひながら是とするとおはやつていくという態度でまいつておりました、今後もしやういふことでよく検討したいということでございます。

○木下委員 この申し入れ書は、いま少し言われましてけれども、この官民給与比較と官民格差の計算のしかたに大きなごまかしがある、これをひとつ改善をされたい、こういう趣旨の七項目の申し入れでございまして、もう時間がありませんので、ここでその内容について私は申しませんが、要望として申し上げておきます。申し入れ書の七項目の提案につきまして誠実に検討されまして、改めるべきは改めたいだきたい。これは四月十日までに回答をいただきたいということになつていたと思うのですが、ぜひともこの回答もしていただきたい。私のほうも、その回答があつた後に

おきまして、人事院の考え方をひとつよく勉強させていたきたい、こう思っております。

以上で終わります。

○三原委員長 鈴切康雄君。

○鈴切委員 今度の寒冷地手当の改正は昭和四十三年以来でございますから、ちょうど四年ぶりということになるわけでありませうけれども、現地も、寒冷地手当の改正ということも当然のことであるというふうなところからいって、まだまだ十分でない点があるかと思ひます。そこで私は、寒冷地手当についての問題の中で三点ばかりお伺いをしたいと思います。

一つは、北海道に在勤する職員に支給する寒冷地手当の基準額に算入する額を甲地、乙地のみに実施いたしました、丙地または本州の五級地については措置がなされていない。言うならば引き上げなかった理由というのについて御説明願ひたいと思ひます。

○尾崎政府委員 今回、寒冷地手当の若干の増額を勧告いたしておりますけれども、四年ぶりというお話でございますが、寒冷地手当につきましては、手当の種類が三つほどございまして、一つはいわゆる定額的な基準額、一つは定率的な定率額、それからもう一つは加算額でございまして、たとえば北海道につきましては本俸の四五%が支払われますので、ベースアップに依りまして相当額の改善が行なわれておるわけでございまして。今回の改善以上の改善が毎年行なわれておるといふ状況であるわけでございませうけれども、そういう意味合いで毎年改善が相当行なわれてきておるといふ関係があるわけでございませう。そうして、そういう改善の結果、全体としてどうであるかという問題がポイントになるわけでございませうけれども、今回の改善は、一つには石炭の値段が上がったという関係に対する対応の調整、それから同時に、地域的な支給額の合理化をする、そういう面があるわけでございまして、従来、北海道につきましては甲地、乙地、丙地という三つの段階がございまして、甲地は非常に寒いところ、乙地

は札幌のまん中くらいのところ、丙地は、函館付近の道南の比較的あたかくて、青森とそう寒冷の度合いが違わないところ、そういう三つの区分がございまして、そうして、この三つの区分につきましては、従来、青森と比較しますと、いわゆる石炭手当という関係が続いておりましたので、北海道と青森との関係で従来非常に格差があるわけですが、ところが、一方におきまして寒冷の度合いという関係から考えますと、青森と函館とはそう違わない、そういう関係がございまして、かつ北海道の中で、函館付近と稚内あるいは釧路付近、道東、道北の非常に寒いところの間では、寒冷度合いから見れば格差が少な過ぎる、そういう関係がございまして、従来、甲地、乙地、丙地の支給の段階に對しまして、やはり寒冷度に対して比例的に出すことが望ましいというところで計算をいたしましたところ、むしろ道東、道北あるいは札幌付近につきましては若干上げるべきであるといふ計算が出たのでございませうけれども、道南につきましては、むしろ若干下がるべきではないのかという、若干下がるデータの出ていたわけでございまして、そういう点で申しますと、まあ上げるのもなんでございませうので、道南につきましては、現在のままに据え置くということで特に改正をしなかつたということでございます。

○鈴切委員 せっかく寒冷地手当というものをここで改正をするわけでありませうから、言うならば、いま言われているのは乙地を基準としての考え方だと思ひますが、私はやはりものの考え方として、丙地を基準として考えたときに、丙地を上げてあげようという考えから発するならば、私は丙地もすべて寒冷地のそういう算定の対象になる、そのように思ひます。また算定基準はどういうところを置いてお考えになったのか。その点についてお伺ひいたします。

○尾崎政府委員 北海道の甲地、乙地、丙地という関係の支給額の傾斜のつけ方につきまして、どこを基準にするという点がやはり非常に問題にな

るわけでございまして、値段の関係、石炭の上がり方、それから石油の変動のしかたを見まして、全体といたしまして一五・八%を上げようというところを以てしたものでございませうけれども、全体として一五・八%のいわば配分のしかたという点につきまして、どこを基準にしてやるかということがやはり問題でございませう。そういう意味合いで、いわば北海道全体の平均を基準にしまして、そうして傾斜をつけるということをしていまして、現在の支給額につきましては、北海道全体の平均に對しまして、道南、道北はプラスマイナス約一割という感じになるわけでございませうけれども、暖房度、つまり寒さを基準にやりますと、全道平均を基準にいたしますと、甲地は一三・六%アップ、それから乙地はマイナス四・九%、それから丙地につきましてはマイナス二・一%という感じになります。そういう全道平均によるところを基準に傾斜をつけるということと、それとも先ほど申し上げました一五・八%の全体としての引き上げ方というのを調整いたしまして、両方を合わせて支給額を計算したということでございます。

○鈴切委員 やはりそういう場合には、丙地を取り上げて上げて、乙地、甲地と臨むような体制にしませんと、同じ北海道においても、寒冷地手当がもらえないところと、もらえないところが出てくるといふ不均衡、不公平というものが出てきますから、少なくとも住民感情というものを無視した政治というものはあり得ないわけですから、そういう点について今後特段の配慮をされたいと私は思ひます。

次に、四十三年十二月十九日の衆議院内閣委員会の、「新定額分について人事院が増額することゝを適當と認めるときは、その額を増額するよう措置すべきである」という附帯決議がありませう。寒冷増高費を考へるとき、この定額部分について、今回、増額改正がされてないのはどういふことですか。

○尾崎政府委員 昭和四十三年におきましては寒

冷地手当の改正を行なつたわけでございませうが、そのときの趣旨と申しますのは、二十年ほど前には定額分のはうが大部分であつて、俸給比割合、定率分というものは非常に少なかつたという事情があつたのでございませうが、その後における経済変動がございまして、俸給比割合が非常にふえてきたということで、最近の状況におきましては、俸給比割合のほうに非常に圧倒的にふえてきた。定額分のはうが相対的に非常に少なくなつたという関係がございまして、このような寒冷地手当的なものは、やはり生計費的な給与でございませうので、俸給比割合的な関係では、たとえば非常に高給者ですと二十万円も三十万円ももうとつたような関係は、やはり生計費的な給与としては性格がなはだ変質しているという関係を考慮いたしまして、そういう俸給比割合的なものをできるだけ少なくするというところで、従来の俸給比割合的なものの半分は定額化するということをして、なるべく低い給与をもらつておられる者に多く支給するという関係のあれをしたわけでございませう。

そのときの従来の定率分を定額化するといふ場合には、どうしても高い人は低くなり、低い人は高くなるという関係に相なるわけでございませうけれども、その場合に、移行の経過的な関係をなるべく円滑にするといふことで、比較的高い水準で定額化して移行させるといふことをいたしたわけでございませう。そういう意味で、大体、役付き職員、平均くらのところの低い線をとって定額化し、そして低いものについては引き上げていくといふようなことをいたしたわけでございまして、そういう点で見ますと、経過的に移行水準自身が比較的高い水準であつたということがございませう。

そういう点で、その後、先ほど申し上げましたように、毎年のベースアップに伴ひまして、本俸の四五%の定率部分がまたございまして、毎年相当額の引き上げが行なわれてまいつております。そういう関係で考えますと、現段階におきましては、寒冷地手当の総支給額というものは、

大したことはないとは思いますが、しかし、それが適用の除外になっておるわけでありませう。その点と、それからもう一つは、新しい妻帯者、こ

たつた一人だといふような状況でございます。現実には各省庁につきましても、たとえ北海道開発庁で最近一年間に冬季に採った人といつても、たつた一人だといふような状況でございます。

持っており、したがって、これをじょうずに解決する方法は何だろうかということで取り組んでおりますので、これは結論が出ましたらば、やはり何とか措置したいという気持ちで臨んでお

佐渡島あるいは小豆島その他のいろいろな島がござ
いますけれども、やはりその島島についても、わ
れわれとしては、全体は準特地である、その中の
ことここは一級地、二級地というようなきめ方

をしておりまして、大体ごまかいデータの積み上げからしますとそういうことにならざるを得ないというところで、そのときは一応納得して、なおこれは今後検討しようじゃないか。実は私その後も大島に伺う機会を持っておりませんけれども、そういう機会も望ましく思っております。それはそれといたしまして、一応検討はしつつと続けてまいりましたけれども、いまのところ、正直に申しましてまだ踏み切りがつかないということでございます。

○鈴切委員 御存じのように、辺地手当から隔遠地手当、それから特勤勤務手当、そういうふうな経過をたどってきたわけでありまして、言わなければこの特勤勤務手当というものは、しよせんは、事の発生から申しますと、やはり隔遠である、辺地であるということが相当大きなウェートを占めると同時に、生活不便という観点からとらえておるのではないかと私は思うのですが、その点について伺います。

○尾崎政府委員 前回の改正におきまして従来の交通不便という柱から、「離島その他の生活の著しく不便な地」ということで、生活不便というのを最近の特勤手当の柱にいたしてまいっております。

で、その基準でございますけれども、その官署がございまして、そこにつとめている付近に、小学校があり、郵便局があり、役場があり、そして診療所があり高等学校もあるといったような、そういうところにつきましては、一応これは生活不便なところではないというふうに私どもは定義づけておるわけでございます。

そういう点で申しますと、従来、大島につきましては、そういう点がすべてそろっておりまして、従来、隔遠地手当の上では、これは該当地域にはしておらなかったわけでございますが、この生活不便の観点からいたしました際に、いわゆる生活不便地という概念には一応該当しないけれども、職員を派遣する、たとえば気象とか空港事務所にこちらのほうから派遣するという職員について

では、なかなか向こうに行ってもえれないという点もあるものでございまして、そういう派遣手当的なものは支給しようというところで、たとえば東京と大島の距離、約四十五キロございまして、約二時間くらいで行ける、そういう距離につきましては、そういう点を考慮いたしまして点数を与えまして、赴任する者にはそういう手当を支給しようというふうにいたしましたわけでございます。

その際になお、こちらから赴任する場合に、港といたしまして、北のほうに港がございましてけれども、普通、元町等に船が着くわけでございますが、その元町の北のほうのところにつきましては、それはそれとしまして赴任手当だけいたしたわけでございますが、南のほうに波浮の港がございまして、こちらのほうには、さらに元町からずっと回っていかねばならぬという面がございまして、特に回っていくという関係を考慮いたしまして、特にここは生活不便地としての一級地という加点をして、一般地ということでは、特に格上げをしたわけでございます。

そういういたしますとまた、先般、先生から、島の中は南のほうと北のほうで違ふのはむしろおかしいという御指摘があったわけでございますけれども、その後、人もやりましたいろいろな検討してみただけでございますけれども、先ほど申しました基準から申しまして、いろいろなものがそろっているところについて、そこを不便地として指定するということは、全体の格づけの上でもう全部ひっくり返していかねばいかぬという面と、やはりそういうものがそろってれば生活不便地とはいえないという点をもう一ぺん考えまして、どうしても、先生がおっしゃいますように、もうあの島は一体的にすべきだということであれば、これは全体として、むしろ南のほうを落として一緒にしないとうども均衡がとれないのではなからうかという感じで現在おるわけでございます。

○鈴切委員 人事院としては、いわゆる点数制で

一応そういうふうな基準をおつくりになっているわけでありまして、それについて、点数は温情的とか厳格とかいうことでなしに、数字的にはじておると私は思います。ですから、いかにもあなたがそれに対して、温情的に南のほうはやったんだというふうな、そういうものの考え方であるとする、人事院の考え方というものは非常に不公平になってくる、こう私は思わざるを得ないわけですね。

そもそも、交通不便とかのとらえ方であった隔遠地手当がなくなつて、生活不便地としての特勤勤務手当ができたわけでありまして、しかも、従来の級地区分五段階に四級区分の新一級地をつくる人に対して四割を特に支給するというように制度を変えられたことは一歩前進だと、私はその点は評価しております。しかし、そのことによつて喜べる人、また差別をつけられてその恩恵に浴さない人が同じ島の中にできたということに対しては、やはり離島振興法を適用された島民感情としては納得できないと思うのです。もう一度そういう点について納得のいく説明をしていただきたい。

○尾崎政府委員 これはやはり、国家公務員の給与と申しますか、人の異動とか、そういう人事交流の関係も考慮しましての給与関係の格づけになるわけでございますけれども、さつき申しましたように、隔遠、特勤、生活不便地という点は、官署は日本のいろいろなところにございますけれども、そういう各地におけるいろいろな状況を考慮しまして、どういふ点が生活に不便であるかどうかという点でございまして、そういう生活不便地に特に給与をよけいやるという点がポイントでございますが、先ほど申しましたように、大島につきましましては、小学校あり、郵便局あり、役場あり、診療所あり、高等学校もある。そういうものが役所に近いところにあるという関係は、これは生活不便地という概念には入りにくいということが私どもの考え方のポイントでございます。

そういう点で申しますと、やはりそこが中心でございまして、全体を一級地にするということはなかなかむずかしいというふうに考えるわけでございます。

○鈴切委員 生活不便度は決してそればかりではないと私は思います。たとえば物価高。しかも東京に近い。言うならば島としていまレジャーが非常に盛んであります。そう言った場合に、夏季におけるところの物価というものはものすごい急騰をするわけでありまして、そういうことから言うならば、生活しにくいということは島の特殊事情じゃないかと思ひます。そういうことで、あなたの言うように、たとえば町に役場がある、高等学校がある、郵便局がある云々ということだけでとらえるべき筋合いのものではない。すなわち、そういう離島における格差は正とすることをとらえての精神が盛り込まれたのが離島振興法であるわけでありまして。

そこで、たとえば定期船が発着する大島航路は、東京―大島、伊東―大島、熱海―大島、下田―大島、こういうふうな定期船がございましてけれども、生活に関する不便度をどのようなさしめて考えられておるか。たとえば、大島をとらえるのに、あなたのほうのとらえ方は、言うならばコンパスを用いて、東京から大島、大島のたどる距離をはかつて、そしてそれを基準に入れられたのか。あるいは元町を中心として、そこから今まで行く間の距離を見た生活不便度を考えられたのか。どちらをおとりになったのでしょうか。○尾崎政府委員 やはり大島との交通路というのは元町中心であります。そういう点で、元町を中心にして本土との関係の頻度というものを考慮いたしましたのが、これを準特勤地とした改定内容でございます。さらに、南のほうにつきましましては、波浮の港のほうに発着する船というのは、本土から直接といえますか、ずっと回っていく船と、元町を経由して、元町から行

くという形でさらに加算していくという形をとったわけでございます。

○**鈴切委員** その元町を中心としてものを考える考え方にも、私は間違いがあるんじゃないかと思うのです。たとえばあの大島の場合には、何と云っても冬季にはかなりの西風が吹きます。そういうことがあるならば、冬季には必ずしも元町に着港できないという特殊事情になります。言うならば、岡田というところに着かなければならない一島二港という観点になっておるわけであります。いまあなたが、元町を中心というふうにお考えになるとするならば、それは一方的の考え方であって、実際には岡田に着いているという実態もあるわけでありまして、一年のうちにおいて元町の港に着く回数がどれだけあったか、また岡田においてはどれだけ回数があつたか、そういうところにおいて生活不便度をどのようにとらえられたか、具体的にお伺いいたします。

○**尾崎政府委員** 大島に参ります船は、御指摘のとおり、元町ばかりには参りませんで、風のあるときには岡田に回るといふ点もございします。そういう点で、元町と岡田とは相当近いわけでございますので、私もといたしましては、元町と岡田は一括して考えるというふうにやつております。

○**鈴切委員** それは、あなたの地図の上から見たいわゆるものさしでありまして、実際に岡田と元町とは、自動車に乗りますとかなり距離が違ふわけでございます。あなたはその地図の上で、手でこらやつてごらんになって、なるほど近いところであるとおっしゃいますけれども、道路というものはそういうふうな状態にはなっていないわけでありまして、そういうこと自体一つとつても、尾崎給与局長が言われているように、元町を中心に云々というお話があつたわけですが、岡田を考えずしてこの大島のいわゆる定期船の考え方は成り立たないわけでありまして、

しかも尾崎給与局長は、たいへんな間違いを言つておられます。実は私の答弁で、元町を中

心として考えたとき、一番南の端にある波浮の港については、非常に船の発着回数は少ないのであるから、そういう点で元町に比べて一番高いということであるが、船の発着回数が少ないからということでは、具体的にどういふことなんでしょう。実際にはこの波浮の港は定期船は通っていないわけですよ。それをあなたも、定期船が通っていない、その回数が少ないから、回つて、そして元町から波浮の港へ行くのだとか、大島の人たちが尾崎給与局長のお話をお聞きになりますと、ずいぶん奇麗なことをおっしゃつておられる。実態も知らない上において、いかにも知つたやうなお考え方に立つて言つておられるという点について、大島の人たちはあきれてものが言えない。こういう方が給与局長であるとするならばまことに悲惨であるというふうに言つておつたわけですよ。

実際にそういうことを考えて、元町を中心とするということは私はわかりませんけれども、しかし岡田の港というものは、あつた西風の強いところは一島二港という考え方になるわけでありまして、しかもあなたは、波浮の港はいかにも定期船がいつも出るやうな考え方でおられる。しかもそれは回数が少ない、そういうふうな答弁をあなたはこの言つておられるじゃないですか。そういうやうなものの間違った考え方から大島を見ようと思つても、私は大きな間違いだと思つております。

人事院総裁、あなたは大島に一度お行きになるというふうにお約束になりました。しかもいま私が申し上げたように、尾崎給与局長は実態を知らないので、実際に岡田と元町とは近いからといって、一生懸命地図を見ながら、これは近いなどということでおやりになつておられる。そういうことではほんとうの実態というものはわからない。やはり実際にやつてみて、そして調べた上においてどうだといふものでなくて、私はほんとうの血の通う行政はできない、こう思うのですが、人事院総裁どうですか。

○**佐藤(達)政府委員** いまの岡田との関係のどこ

ろは、これは地図で私も見まして、これは一体舗装されているのかどうかというところまで確かめて、舗装されているとすれば相当これは早く着けるなどということまで率直に申し上げて、一応検討はいたしております。ただ大島訪問の件は、これはお約束をした覚えはございませんけれども、私もなおぜひ伺いたい、これは期待しております。

○**鈴切委員** これは私ごとになりますけれども、人事院総裁はたいへんに雑草を収集されている、そういうことでテレビに乗つたことがございします。大島なんか、そういう意味においては、たいへんあなたも好まれる島として、一度はやはり大島に行つていただきたい。そうしなければほんとうの状態はわからないのです。ただ単に地図の上でものさしではかつて、そして言う。あるいは、波浮の港に定期船も通っていないのに、定期船が通つていられるけれども回数が少ないというやうな言い方をします。そういう実態に合わないことを幾ら論議しても、これはお話にならない。私はとにかく大島に何回も行つておられるわけでありまして、よくわかります。だからそういう点について調べていただきたい。

私は、あなたの方のおっしゃることは絶対に納得がいかない。少なくとも小さい島の中において、たとえば泉津なんというの、元町からもかなり離れているわけですよ。実際は、波浮の港と、元町を中心として考えたときには、自動車の回数なんかもみな同じなんです。また距離のほうも同じです。料金のほうもほとんど同じなんです。そういうやうな中であつて、波浮の港は南にありますから道路が舗装されておらず、泉津のほうはまだ道路が舗装されておらず、そういう場所があるんじゃないですか。そういうふうな実態に合ったものの考え方にしなければ、島の方々はなかなか納得がいかないわけでありまして、

たとえば言うならば、水の問題でも、あなたのほうでは、大島測候所について、水が天水だから生活不便度はいへんに上がるんだ、こうおつ

しゃつておられるわけですよ。しかし大島全体は、泉津の場所ばかりでいいと水が出てくるわけでありまして、けれども、全般的に塩分を含んだ水なんです。ですから、大島の町役場へ行つてよくお調べになるとわかりますけれども、水道があるにもかかわらず、大島の町役場の地下は、全部天水をためるための場所になつておられるわけですよ。それはなぜかと言ふならば、塩分を含んだ水というものはからだにも悪いし、またお茶もよくないというところで、そういうところへためてやつておられるわけですよ。だから、必ずしも天水がもうどうにもならぬほど生活不便であるというんでなくして、島が全体的に天水というものを利用している。いわゆる塩分を含んだ水道であるということ、こういうものについてどういふふうにお考えなんでしょうか。やはりそういう点を考えたときに、いま給与局長は、いろいろの方を派遣されたといひますけれども、言うならば、ほんとうの大島の生活不便度ではあり得ないと、私はかように思うのです。ですからもう一度調べ直していただきたいということが一つであります。

それから、離島振興法の適用を受けておつて、たとえば言うならば、同じ島で、一級地のところと、一級地の適用を受けないところがあるという島は、全国に何カ所ぐらいありますか。またその適用の人数は何人ぐらいいるでしょうか。お聞きします。

○**尾崎政府委員** 離島振興法の対象となつておる島で、私どもが生活不便地として考慮してない島は、兵庫県のありまき家島、愛媛県の弓削島、船舶学校がございしますが、それから長崎県の平戸島がございします。離島振興法の趣旨と私どもの趣旨とはやはり違ひますので、私どものほうの関係は、やはり生活不便度を考えるということでございます。

○**鈴切委員** 大島だけの話をしておられるが、全体的な観点からとらえるならば、日本の全国の中で、離島振興法の適用された場合において、同じ島において、一級地が適用される部分と全然適

用されない部分が大島の場合はあるわけですが、全国的にそういうところは何か所あって、そういうふうな適用除外になっている公務員の方々というものは何人ぐらいいるでしょうか。

○尾崎政府委員 いま御指摘の關係は、あらかじめ調べておきませんので、すぐここで示すことはできませんので、別途御説明したいと思いますが、たとえば佐渡島とか、そういう關係におきましては、一応離島振興法の対象としてない島でございすけれども、そういうところでも、船の着場から遠いところにつきましては、隔遠地手当のものを支給するというようなことをやっております。島によりまして、その着場と、いわばその裏側といいますが、そこから相当な距離で、また非常に通るのが不便、そこからさらにずっと徒歩など入っていくといったような島につきましては、やはり相当上げる、格差をつけるというようにことをいろいろな島についてかなりやっております。

○鈴切委員 やはり給与局長は、それぐらいはちゃんと調べていないと……私は、きょうは大島のそういうふうな問題を取り上げるといふに申し上げたわけですから、当然全国的にそういうところはどれぐらいあるか、そしてはたしてそういうふうな対象人数は何人ぐらいいるかということ、やはり知っておらなくてはならないと思うのです。そういうふうなものを考え方でないと、離島振興法の適用を受けた島の中において、片一方は、東京から赴任すると、三カ所においては、百分の四の特地勤務手当が支給されるばかりでなしに、準特地手当も支給されますと百分の八支給されるということになる。言うならば約一割からそういうふうな違いが出てくるわけですが、こういう問題については、俸給並びに扶養手当の合計額にそれをかけるわけがありますから、かなりの違いが出てくるわけですから、先ほど尾崎さんが言ったように、南のほうを考えた場合に、全般的に一級地として格上げをするというより、むしろ下げるようなお話をされておった

ようでありすけれども、実態を知らない尾崎さんの御答弁については私は納得がいかない。それは私はお返しをして、もう一度調べ直していただきたい。いまのそういう問題については、私はそんなに対象人数はないと思うのです。だから、そういう点について人事院総裁は給与を担当する最高の立場においてになるわけでありすから、もう一度御決意をお伺いをいたします。

○佐藤(達)政府委員 十分御趣旨は承りました。先ほど来申し上げましたような気持ちで今後問題に臨んでまいりたいと考えております。

○三原委員長 受田新吉君。

○受田委員 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の審査を久しぶりにやらせていただくわけですが、寒冷地手当の対象になる地域に、実際は、旧市町村の中で、部落的にいえば、対象になる地域よりもっと寒冷地手当を支給する条件の熟している旧部落があるわけですね。そういう実態が現実にひそんでいる。たとえば私の郷里の山口県に、錦町の旧高根村の全域というのがありす。同時に同じ錦町でも、部落的にいえばちよつと飛び散ったような大野地区というふうなものがあつたわけですね。それはただ一例にすぎませんが、そういう飛び地で、行政区画上、その町村から見ると、もちろんその町村の区域内ではあるが、該当される町村よりも部落的に条件が熟しているというふうなものについての扱いは、これはいままで措置がでなかったわけですね。旧町村単位という場合と、旧部落という場合の実際の上では、運用上問題のある地区があるわけですが、そういう問題は大きな措置にして、それよりは深入りしないという方針が今日続いておるのかどうかお尋ねしたいのです。

○尾崎政府委員 寒冷地手当につきましては、ずいぶん古くからの格づけが行なわれてきておりまして、一万ほどございした市町村の当時から格づけがあるわけでございます。たとえば、御指摘のように、山口県の場合には、錦町旧高根村については、あるいは徳佐等につきましては、従来から

の格づけが行なわれてきておりまして、それらが、その後市町村合併によりまして、たとえば錦町になり、徳佐につきましては阿東町になるといったような関係になったわけでございます。そういう関係で、たとえばいわゆる調整手当の關係につきましては、そういう場合には同一市町村区域は同じにする、そういう措置を講じてきておりますけれども、寒冷地手当の關係は、やはり気象条件に基づいてやる筋合いのものでございすし、かつ實際問題として、錦町あるいは阿東町の母体になつておる町々につきましては、やはり比較的あたたかところでございます。そういうあたたかところを編入されたという關係にあるわけでございますが、その中における人事管理といたしましては、それを同じにするというよりは、やはりあたたかところはあたたかかように格づけし、寒いところは寒いように格づけしているほうが、教員の異動等におきましても、人事の異動の關係なんかでも適切であつたというふうに考えまして、市町村合併がございまして、それを同じにしないで、やはり従前の關係を踏襲しておるということでございます。

○受田委員 旧町村の中にも、部落的にはちよつと飛び地のようになつたところもあるわけですね。いまの大野地区というのは、島根県との県境になつておつて、全く独立した山間の一部落です。戸数が三十戸くらいしかないというふうな地区で、そこに小さい小学校があつて、先生も少ない。そういう部落単位の処遇というものは考えないわけですね。

○尾崎政府委員 寒冷地手当の格づけでございますけれども、やはりほんとうは、それぞれ官署につきまして、官署の所在地における寒冷条件につきまして格付けをする、そういうのが筋だと思つて、総裁はそういう方向でやるべきであるというところをかねてから言われておるのでございすけれども、そういう關係をそうしますと、非常にたくさんさんの官署を全部格づけしなければなら

い、そういった面もございまして、従来、地域的な格づけという關係を踏襲してまいつております。

しかし、日光の場合を例にとりますと、一応、地域格づけになりますと、役場の所在地でそれをやる。そこに公務員がおるわけでございますから、そういう意味で、日光の場合には比較的下のほうに役場がございまして、そこは一応二級地ということにしておるのでございす。上の中禅寺湖の上のほうにいろいろの官署がございす。そういうところは格段に寒いわけでございます。同じ地域内におきましても、格段に寒いところにつきましては、国の官署につきましては、特別な官署指定ということをしてまいりまして、その役場の所在地よりも高い官署指定をするということをしてまいりまして、そういう關係を、たとえば学校のような場合には、ほんとうはそういうふうなやつたほうがきめがきまかくて望ましいというふうなふうに思つてございすけれども、現在そういうことは、一般には市町村においては行なわれていないという状況でございます。

○受田委員 だから、これは實際の運用にあたつては、部落単位に検討しないと、お隣の町や村は、その役場のある地点の気象条件から該当する地区になるが、部落として見たら、そこよりも気象条件のものと悪いようなところが、部落単位では採用されない、こういう不公平が一応残つておるんですね。これは實際に即する意味から言う問題が残されておる。

いまのお答えによつて、行政区画の便宜上の措置として、あまりこまかい分割をするともんどうだということもあると思つたのです。これはなかなかむずかしい問題であつて、同時に、山の高いところでは、はげれた小さな部落で、隔遠地手当をもらつておる程度では済まぬ人々に対する措置としては、気の毒な措置が残つておるということも指摘しておきます。これは實際問題としては、気象条件で市町村単位に処理される關係でどうしても手落ちが起るわけですが、こういう問題も検討

していただきたいと思ひます。

次に、寒冷地だけでなく、今度は沖縄も祖国に復帰したわけでございます。暑熱地というのがある。冷房をやらないと耐えられないような暑さのところ、冷房装置など経費をかけてやっていると暑熱手当を支給する。これは、寒冷地に支給するならば、暑熱手当を暑熱地にも支給すべきです。名称はどうでもいいですが、暑い地区に對する手当というものは、沖縄が復帰した機会に当然検討すべきものではないかと思ひますので、いかがでございますでしょうか。

○尾崎政府委員 沖縄復帰に伴ひまして、いわゆる酷暑手当、あるいは暴風関係の手当とか、そういったような要望がございました。酷暑手当については、従来、琉球政府において支給されてきたわけではございません。そういう人たちがいろいろ生活のパターンになれたらいいという点で要望があったわけでございます。したがって、そういう点でいろいろ検討をしましてまいっておりますけれども、暑さという点で申しますと、暑さそのものの高さとしては、内地における八月の暑さという点で酷暑手当というものはなかなかつけがたいという点があるわけでございますけれども、しかし、こちから人をやるといったような場合の問題につきましては、やはり宿舎に冷房をつけてほしい、その冷房の費用を国で持つてもらいたい、そういうような要望がござります。確かにそういう点もひとつとありますが、暑さそのもので、私どもとしては、そういう関係をできるだけ改善をしようというに頼んでおります。ととも、一方において、こちらから向こうのほうに人をやる場合に、特別昇給とか、あるいは昇進といったような配慮も含めて、人事管理上で何かメリットをつけるということを考へて向こうへの配置というものを考へてもらうように、各省に頼んでおるといふ状況でございます。

○受田委員 総務長官、この寒冷地手当とあわせ

て、いま局長の御答弁もありましたが、沖縄に勤務する人々に対する冷房装置、そういうようなものが当然必要になつてくる。それを個々の手当で冷房装置という手当で出すか、あるいは酷暑手当とか暑熱手当とかいうので出すか、こういう問題は、やはり政府自身としても考慮すべき問題だと思ひます。長官としても考慮してくれるかどうか、ひとつ伺ひます。

○坪川国務大臣 いま受田委員御指摘になりました、新たな寒冷地手当に対する沖縄県等の炎暑、酷暑地帯のいわゆる酷暑手当といふことが、炎暑手当といふことか、これらについては、心情的には十分理解もいたし、私も何かいい方法がないかなというところも考へておるのでございますが、いずれ人事院のほうにおいてまた科学的に調査もされましよう。また検討も加えられましよう。その勧告等も踏まえまして、私のほうは、これを尊重いたして決定はいたさなかりません。が、それ以外に、いわゆる冷房装置とか、あるいはそういうふうな働く場の措置等についての行政配慮というふうな点につきましては、私、近いうちに沖縄にも参りまして、そういうような問題等も、ひとつ行政的な配慮として一べんいろいろと検討もしてみたい、こう考へておる次第でございます。

○受田委員 これまた関連しまして、沖縄にはかなり島がたぐさんあつて、離島の中でも著しく条件の悪い島もある。こういう島に勤務する職員に對して、隔遠地手当とか、あるいはその遠い島に通う場合の交通費というふうなものに對して、特に配慮する事態が起こつてはいいかと思ひます。そういう著しい離島に對しての扱いとして、通勤手当、交通費、こういうものが何らかの形で検討されておるかどうか。隔遠地手当の最高級へ、さらにそうした特殊の場合級地を一般ふやして考へるとかいう措置もあわせて検討されていいと思ひますが、いかがでしょうか。

○佐藤(通)政府委員 結局、先ほど来お話に出ております特手手当の適用の範囲の問題になりま

す。私どもは、沖縄が復帰いたしますと同時に、直ちにその辺の検討をいたしまして、調整を加えました。なお、今後はまた今後として研究すべきところは研究いたします。われわれとしては調整済みといふことをお答え申し上げます。

○受田委員 もう一つ、この給与関係の中に特殊職員といふのがあつて、それに対するいろいろな規定が書いてあるわけですが、その特殊職員の中に未帰還職員といふのが依然として生きておるんです。この未帰還職員といふのは一体現にどのくらい残つておるんですか。そしてこの職員の規定が現存する以上は、人事院でいろいろ調査されておると思うのですが、その職員の手当の適正は期せられておるのかどうか。大まかでけっこうですから……。

○尾崎政府委員 未帰還職員につきましては、現在、人事院規則で歸つてまいりましたときの給与表が一応できておるわけでございますけれども、これはだいたい前の話でございます。この表の改正以後そういう該職員が實際おりましたら、そういう方が實際に出てまいりましたら、この点は實情に即して改正する必要があると思ひますけれども、現在の段階では、そういう該職員がずっとおらないという状況でございます。

○受田委員 未帰還者の場合には、これは現実に未帰還者があるのです。現に中国との国交が開けてくれば、中国にもいるし、ソ連にもいる。そういう現存する人が明確になつてくる場合であり、未帰還者はおるけれども、未帰還職員は、二十年間いないとなれば、一応これを処理してはどうか。そしていま總裁おっしゃつたのは一般未帰還者で、未帰還職員の場合と援護法関係のとは性格が違ふのです。それを混同しておられるというのは、はなはだ認識不足があると思ひます。なほ二十年後も今日これが現存しておるのちよつと変です。要に思いになりませんか。これはあまり研究されてないのじゃないですか。

○尾崎政府委員 この表は二十九年の改正の表でございますけれども、それで七条、八条関係が三十二年に改正になっておりますけれども、現在、正確にはちよつと承知しておりませんが、少なくともこの時期以降おらないというふうに承知しております。

○佐藤(通)政府委員 率直に言つて、該職員があらませんから、しよつちゅうこれを検討してきたというわけにはまいりません。しかし、いまのお話もございまして、要らないことがはっきりしておるならば、これはもう落としてしまつてけつこうなことになる。六法全書のページ数が減るということにもなりますから、それはそのかまえて検討いたします。要らないということがはっきりいたしましたれば、さっぱりと切り落とします。

○受田委員 二十年たつて、これからまた何年もたつのかです。要らないなら、六法全書も整理できてよい。各省別にこの規定があるのです。従前の例によると規定がそれぞれ書いてある。

○受田委員 二十年たつて、これからまた何年もたつのかです。要らないなら、六法全書も整理できてよい。各省別にこの規定があるのです。従前の例によると規定がそれぞれ書いてある。

それも削除すれば法律の文章が簡潔になります。こういうところは人事院が御指導されたいと思います。

それから総裁、いま人事院の職員は七百何名おられますか。

○佐藤(達)政府委員 おっしゃるとおり、大体七百人であります。

○受田委員 七百名の職員の方々が、総裁をはじめそれぞれエリート的な御存在であることは、私よく承知しております。人材が網羅されておる。その七百名の職員の方は、勧告案をつくるまでの作業の期間は非常に繁忙であらうと思うのです。それが終わったあと、平素はどうですか。繁忙かどうか。

○佐藤(達)政府委員 これはもうとくと宣伝をさせていたかなければいけないと思いますけれども、人事院は勧告ばかりやっているわけじゃございません。御承知のように、公務員試験という、これはたいへん過密ダイヤで、たいへん夏を中心にして、その前後は日曜日は全部返上というところで、職員、ことに地方の職員は全部そうですけれども、出払って試験の仕事をしておるというような面もございます。それから公平審理は公平審理で、御承知のように、たいへんな件数をかかえて、これも鋭意審理をしておるというようにございまして、給与局にいたしまして、何も勧告のためだけ仕事をしておるわけではございません。勧告が出ますまでの調査、それから出ましたあとの細目のいろいろな手当てというようにございまして、これはもう年じゅう忙しいのでございまして、その点は七百人中ではとても足りない。ほんとうに、地方事務局なんかは二十人かそこらしかおりませんから、それが試験となれば、初級試験、中級試験、上級試験というふうないろいろな試験がございまして、それらの試験のために出払ってしまふ、また民間の各事業場も歴訪しなければならぬということ、これはひとつ深く御同情をいただきたいと思います。

○受田委員 年がら年じゅう繁忙をきわめて同情

に値すべき機関が人事院である、かように了解してよろしゅうございますね。

そうしますと、そこで今度、教職員の初等教育、義務教育に従事する職員の皆さんの給与に関する、人材を確保するための特別措置法案というものが文部省から出されてきたわけですが、こういうふうな、人事院が直接タッチすべき一般職の公務員の給与についても、できるだけ他の省がかってなことをしないように人事院で掌握するといふたてまえが国家公務員法であるにもかかわらず、繁忙をきわめているために、文部省に十分御調査をお願い、けっこうであれば、それはけっこうであるとしてわれわれが採用しますと、こういうふうな人事院の存意義というものが一方でございられつつあるにかかわらず、それを了承しながら行かざるを得ないほど繁忙なのかどうかを御答弁願いたいと思います。

○佐藤(達)政府委員 それはどうも繁忙の問題とは別の性格の問題であらうと思います。繁忙は繁忙として、その繁忙の中には給与問題も入っているわけでありまして、これはもう別問題であると御了解いただいてよろしゅうございます。

○受田委員 こうした一般職の公務員に關係しない問題なれば、かつてに各省が出すことを所管外として見のがしていいわけですか。当然、人事院が調査をし勧告の対象にすべきものを、他省が、人事院以外の政府機関がこれを独自の立場で提案していく、それを人事院は、けっこうである、それを十分参考にして勧告をさせてもらいましょうというふうな、副次的な機関として人事院があるということになるならば、これは人事院の独立性、自主性が完全に侵されることになると思ふのです。

これは、かつて総裁に御就任直後に、私が、国立大学総長の任免及び給与等の特例に関する法律で、ここで大いに論議をさせていたでいて、これは当然人事院が勧告をして人事院が措置してやるべき性質のものでないかと申し上げたわけですが、これは文部省から出たわけですが、そう

いうふうな先例もあるわけですが、またここで、文部省が独自の立場で人事院の所管事項を、法律の中で「勧告をしなければならない」と人事院に義務づけるような弱い人事院になられたかと思うと——これは佐藤先生は、国家公務員法を制定される当時の政府委員の主軸として活躍され、国家公務員法という法律によって国家公務員の労働権の代弁をするのだという非常な意気込みであつた。いわばその意味においてはあなたたは国家公務員法の産みの親であり、また現にこれを育てて、これをさらに強化する立場にある総裁としては、いまこうした情勢が文部省の一角からあらわれてきておるこの現状に対して、いささか寂寥の感なきを得ないというお感じがあるかどうかをお答え願いたいのであります。

○佐藤(達)政府委員 公務員法の制定の際は受田委員も国会側の主軸であつたわけでございますが、思い出は尽きません。尽きませんけれども、それはそれとして、われわれとしては、やはり人事院の立場、勧告権というものは今後ともより立てていかなければならぬという決意に燃えておるわけでございます。

たまたま今回の教員関係の給与の問題は、これは形が、御承知のように法律案の形で出ておるわけでございます。これは国権の最高機関の法律としておきめになることでございますから、その成立したものはりっぱな法律で、これは人事院といえどもこれに従わなければならない。これは当然のことでございます。ただ、その法律案に至るまでの段階についてお触れになったわけでございます。文部省なりなんの各省が立案をしてということになるわけでありまして、私どもはその段階について、やはり批判的な発言をする十分の立場を持つておるというふうな確信しておるわけですが、したがって、これがかりに、いつぞやも申しましたけれども、一般の低賃金政策の一つの指標として公務員給与をせひ低く押えるようにというところでかりにあるとすれば、われわれはわれわれの立場から、相当合理性が認められない限り

は身を挺してでも反対し、この国会の審議の場に出ましても、一応われわれの意見を申し述べるべき立場にあると思ひます。

ただ、今回の問題は、これは一昨年、いまちょうどお話しがありました教職調整額の例のとき、あれは最初文部省案で出ましたけれども、そのあと今度は人事院が意見書を提出して、予算も人事院から文部大臣にお願いして、これだけ勧告をする用意があるからこれだけの金はぜひ準備してくださいとお願ひして、そして人事院の意見書の形でありましたけれども、それが実を結んだというところでできたわけでございます。その御審議の段階におきまして、私は文教委員会、教員の給与というものは、いままでのあり方ではまだ不十分である、大いにこれはやはり改善する必要があるということを、言い過ぎじゃなかったかと反省されるぐらいのところまで大ぶろしきを広げて、われわれの理想をおつてきていたわけですが、そういう気持ちから申しますと、今回の措置そのもののねらいとするところは、まことに大賛成であるという気持ちを持っておるわけですが、したがって、二段階に分けて考えまして、これがかりに政府の閣議決定とかで、人事院は勧告しなければならぬという閣議決定がなされた、それでお願いしますということになれば、これは相当問題である。しかし、今回の場合においては法律案の形でございまして、国会の御審議を仰がれて、そうして国権の最高機関の意思としてきまる。となれば、われわれは何とも申し上げることは、いさぎよくそれに従うわけでありまして、のみならず、これのねらいとするところは、かねがねわれわれの念願しておったところのびつたり合うわけでございますから、むしろ喜んでおると率直に申し上げてよろしいと思ひます。

○受田委員 義務教育学校と、実質的には義務教育と全く同じような形で教育が行なわれている幼稚園、それからさらに義務教育を高等学校にまでという世論もある。実態もそういう方向へ向いておる。そういうときに、義務教育学校だけを抜

き出ししないで、これに準じた幼稚園、高等学校——国立大学などはみなそれがある。ずっとみなある。幼稚園から高等学校まであるのです。その中で、義務教育である小学校と中学校だけをひょっと抜かすということになれば、国立大学の付属の高等学校、小学校、中学校、幼稚園の中に非常な問題が発生する。アンバランスが出てくる。したがって、幼稚園も一緒に含む、同時に高等学校も一緒に含む、幼稚園から高等学校までの教員の処遇を人材確保の立場からやる、こういう趣旨ならば私ははなはだけっこうだと思ふのですが、中学校と小学校だけ抜いた。東京の国立大学だつて、高等学校から幼稚園までの中で、まんなの二つだけが一〇%上がる、両側の上と下はそのまま残されているということは、学校運営上も問題が起こりしはしませんか。

○佐藤(達)政府委員 御指摘のような面こそ、われわれが独自に判断して適正な勧告を申し上げるべき立場におるわけでありまして、そういう点も踏まえた上でりっぱな勧告を申し上げたい。たとえば、高等学校の先生と逆転をしてそのまゝほっておけるかというような問題もあるわけですから、そういう点については、われわれにおまかせいただきたいという気持ちでおるわけです。

○受田委員 それが前後してきておるわけですが、小、中学校だけの法律を出しておいて、そうしてさらに幼稚園と高等学校はあとから人事院の勧告を待つという、この手続上の過程が問題なんですね。そこに、人事院総裁が非常な意気込みで説明になられたような方向で、これをあわせて法案を出してもらいたい、こういう要望は人事院総裁として当然やってしかるべきですね。一角だけがぼつと浮かび出た。それを根拠にして勧告しようというのは、順序が逆である。

○佐藤(達)政府委員 これはもう目玉だけでけっこうでございます、手とり足とりそれ以外のものまでも、こうせい、あせいというものを法律に書いていただく必要は全然ございません。それはわれわれが判断いたします。

○受田委員 人事院が非常に弱くなつておるので。残念ながら文部省から出した案をもとにして勧告します。まず目玉だけができておれば、あとわれわれがつけますという、そういう責任の転嫁がはかられている。そうすると、もしこれをやらなければ人事院はやらなかったのですか。この法律が出なければ人事院は仕事をしないのですか。

○佐藤(達)政府委員 これは従来のわれわれの実績をあらにしましても、たとえば学校の教職関係の俸給表がございしますが、それらの大学から義務教育に至る先生方の俸給表というものは、いままでのわれわれの官民比較のたてまえから言いますと、私立学校の先生よりもやっぱり国立の先生方は、給与上相当優遇した形でわれわれ持つてきております。しかるにもかかわらず、なおかつそれに毎年毎年改善を加えてきておるわけです。

ただし、われわれの従来のやり方から申しますと、前回は私が大ぶろしきを上げたと思ひましたけれども、この大ぶろしきどおりにやるためには、ほかの職種の人たちに相当犠牲を及ぼさない限りは、そうとつづな、度はずれたことはできない。これはわれわれとして行政機関としての立場からいえば、そういうことです。したがって、ガソリンが足りないという申近なたとえを申し上げるわけですが、今度このガソリンの特配が予算の措置としてつてきた。これに勇躍して飛びつかざるを得ないというのがわれわれの立場であります。

○受田委員 これはちよつと問題があるのです。予算をもらえないと勧告しない、予算がついたから勇気をもつて大ぶろしきを上げていから勧告をする、これは順序がちよつと逆である。つまり公務員の立場を、労働基本権を持たないそういう職員のために人事院が代弁しようとしておられる。したがって、文部省からこういう法律案が出されなければ予算の裏づけがなければ勧告をしないという行き方は間違つておる。予算の裏づけがあるうとなかろうと、かくあるべしという要求をするのが勧告案の中に盛られなければならないと

思うのですが、予算があつたからとつてこれを利用しようという、人のふんどしで相撲をとるという印象を与えるのです。人事院が、そういう予算の裏づけなどについては、勧告をするときに、ぜひこれを予算化してくださないと要求をあわせていく、そういうことがいままでちよいちよいあつたわけです。これはそういう方式をとつていくべきではないかと思うのです。つまり人事院の持ち前を生かし得ないで、人のゴボウで法事をしておる。文部省の提案をよりどころにして、やあ、いいことをやってくれた、今度は全面的にやりますよというものは、これは順序が逆である。人事院は終始、教育の立場に立つ人々のために、十分そういうものの検討をされて勧告をすべきである。勧告のある前にこういうものが出されるといふことは、人事院としては主客転倒であると思うが、どうですか。当然だと思ひますか。

○佐藤(達)政府委員 従来のこの場でたびたび御説明しておりましたような官民格差差というううなことでの仕事としては、ある程度そこに限界があるだろう。しかし、その限界にもかかわらず、従来われわれとしては努力をすべきところは、ぜひ努力をしてみたい。教員給与の改善については努力してまいりました。一そうこの努力をしたいということで、先ほど触れましたように、たまたま教職調整額のとときには、こちらからお願ひして予算をつけていただいたということも、これはございします。ございしますが、とにかく相当の予算上の措置がありまないと、ほかの職種の者に迷惑をかけるという面もわれわれとしては考えなければならぬ。いままでの総合格差の主義というものは、どの辺まで墨守し固守すべきかどうかという問題はあります。また別にございします、それはそれとして、そういう実態についてわ

れわれは努力してきたけれども、今度のような機会、これは大いに活用させていただきたいということになると思ひます。

○受田委員 こうなれば、私はむしろ教育職を一般職でなくして、特別職の公務員にしたような形になつてくると思ふのです。つまり、事実上人事院の所管のワケ外にはみだされたようななかつこうになる。ちよつと検察官についてたびたび私が申し上げるのですが、これは私は非常に気にかか。国家公務員法の一般職の規定の中に入れておる。国家公務員法は一向に人事院はタッチしておらない。当委員会は検察官の給料のことを審査していない。だから一般職のワケをはずして検察官を特別職にすべきじゃないか。人事院がタッチしないような一般職があるというものは、国家公務員法違反になると私は思ふのですが、どうですか。

○佐藤(達)政府委員 検察官の問題は多年の沿革がありますから、これはもう十分御承知のとおり沿革でありまして、新たに教員の方を特別職にするというううなことになるかと、これは大問題です。そういうことはわれわれとしては全然考えておりませんし、われわれも勧告の対象として今後も改善につとめてまいりたい。これはいたすつもりであります。

○受田委員 これは結局、教員を特別職にしたううな形になつておるじゃないかということを、私は申し上げておる。つまり検察官は特別職みたいになつておる。人事院がタッチしないで、よその省から持つてきたものを、あれよあれよとながめておるようななかつこうですか。つまり私は、教員は特別職にせよと言ひわけじゃない。そういうなかつこうになるということを言ひたいが、検察官の場合は一般職から完全にはずしていいじゃないですか。これはもう完全に事実上はずされておる。だから、国家公務員法の一般職を列記した職種の中から検察官を削つて、特別職に入れていいのじゃないですか。

○佐藤(連)政府委員 検査官まで話を及ぼさずとも、おっしゃる趣旨はわかるのです。それは先ほど来、官民比較というのを盛んに申しておりましたけれども、検査官ももちろん官民比較の外でございませう。教員の方々の関係も、もうすでに、民間の私立学校よりもわれわれのほうの勧告は上回ってやっておるわけですから、それはちょうど税務、公安の人々と同じように、官民比較の外ワタに扱えば話は済むことです。われわれは、今度の措置を契機といたしまして、当然そうしなければならぬことだと思っておりますから、その点では受田委員と完全に意見が一致しているということになるわけですね。

○受田委員 非常にいい傾向になりました。私と意見が一致した。教員の場合は民間のほうが逆に低い。よく似たようなのは看護婦さんがある。看護婦さんのは、民間がこれまた低い。そうならば、今度看護婦さんの処遇改善を厚生省から出されたら、これについても人事院は、よろしゅうございませうとやられますか。どうですか。

○佐藤(連)政府委員 これはもう当然検討すべき問題で、看護婦さんの話もかねがねわれわれが力を入れてきたところでございますが、全く御同感です。したがって、その措置としては、これまでまた特別職に持つていかなければならぬというところについては、これはまた筋の問題からして困りますから、先ほど申しましたような、いまおことばのありましたような趣旨で、格差は低いが一つの特別の職種として扱ったらいじやないか、それは十分検討の余地がある、こういうふうにお答えしておきます。

○受田委員 これは、厚生省からその案が出る前にやっておかなければいかぬ。厚生省から案が出て、それに飛びつくような人事院の行き方であれば、厚生省から案が出て初めて看護婦の給与を勧告するといふような形になりそうです。そういうことについては、むしろ人事院が先づを打って、そうした官民格差の上で問題のある職種については、人事院が社会の実態等を十分調査して、

ただ単に官民格差だけでなくしてその他の事情があるのですから、勧告はその他の事情の中からやればいいわけですから、勇気をもって総裁にがんばってもらいたい。人事院の独立性という、政府機関の中では特殊の使命を持つていた特殊機関です。政府機関の中では独立性が特に強い機関だ。だから、総裁御自身を国会で特別承認していただくような高い給与、われわれよりも高い給与をいただいておられるわけでしょう。その総裁が、人事院の独立性を強く提唱して、公務員にかわって公務員の立場を守るその大きなよりどころになつていただきたい。がんばつてきたけれども、それがいまや屋台骨がぐらぐらとゆらぎつつあるような印象を与える。佐藤さんが総裁の職にある間に、どうか人事院の權威を一そう高めてもらいたいと思ふのです。要望しておきます。

○佐藤(連)政府委員 まことにありがたい御激励で、今後意気込みをさらに新たにして、御趣旨のような方向へまいりたいと思つております。

○受田委員 それじゃ、これで終わります。

○三原委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○三原委員長 これより討論に入るのであります。が、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○三原委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

及び民社党の各派共同をもって附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○加藤(陽)委員 ただいま議題となりました、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党、民社党の共同提案にかかる附帯決議案につきまして、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案) 積雪寒冷地帯に公務員が定着しがたい実情にかんがみ、人事院は今後における燃料価格の動向を含む寒冷増高費の実態等について十分検討を行ない、定額分および加算額の増額ならびに基準日後の世帯区分の変更等に應ずる、支給額の調整について検討すべきである。

なお、寒冷地手当の支給地域区分について継続して検討を行ない、その不均衡の改善措置を講ずべきである。

右決議する。

本附帯決議案の趣旨につきましては、先般来の当委員会における質疑を通じて、すでに明らかになつておることと存じます。

よろしく御賛成をお願い申し上げます。

○三原委員長 本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○三原委員長 起立総員。よって、本案に対しては附帯決議を付することに決しました。

また、ただいま附帯決議を議決賜りました。が、人事院勧告にかかわる事柄ではありませんけれども、政府といたしましては、人事院勧告を尊重いたしながら、またただいま議決賜りました決議も、人事院勧告に従つてこれを尊重してまいりたいということを表明申し上げて、お礼のごあいさつを終えたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○三原委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三原委員長 午後三時三十分より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

午後四時十四分開議

○三原委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

ます。藤尾正行君。

○藤尾委員 きょうは私どもの同僚議員がたくさん質問をなさいますので、ごく簡単に厚生省設置法の一部を改正する法律案について御質問をいたしたいと存じます。

御提案の設置法の一部改正の中にいろいろな点があるわけですが、私はそのうちから二点を取り上げてただしたいと思うのでございます。

その第一は、第二十一条第五項中の「助産婦及び衛生検査技師」を「その他の医療関係者」に改める。あるいは第二十二条第五項中の「理学療法士及び作業療法士」を「その他の医療関係者」に改める。という条項がございします。ここで「その他の医療関係者」というように、「その他」と規定をせられました意義はどこにあるのでございましょうか。どなたでもよろしくございしますからお伺いをいたしたいと思ひます。

○滝沢政府委員 現行の設置法の中で、国立病院、国立療養所に看護婦、准看護婦等の養成所が設置され、国立療養所には理学療法士の養成所が設置される、こういう設置法に基づいて限定されて、その養成所を新しくつくることに設置法による改正をお願いして設置していく、こういうふうなことになるわけでございします。また国立病院も療養所も、病院は助産婦までやれる、療養所は理学療法士までやれるというふうに限定されておりましたことについて、今回の改正を「その他の医療関係者」とすることによりまして、機能訓練士の養成等、今後の新しい医療需要に対応する養成施設の設置について考えると同時に、従来、国立病院のほうに設置しておりましたものを国立療養所にもつける必要性が将来起こる可能性もございしますし、そういうことをお願いしたいという観点から今回の改正で「その他の医療関係者」として包括的な規定に改めていただきたい、こういうことでございします。

○藤尾委員 それはそれなりに理由のあることだと思ひますけれども、この医療関係者

とその他の医療関係者というものが今度新たに医療に当たられるわけでありすけれども、大体この辺のところ、皆さん方のお考えでは、国民の医療というものはこういう措置をとることによって一そう充実を期せるものであるということが言えるかどうかというところをお伺いをいたしたい。

○滝沢政府委員 この点につきましては、特に医療関係者の養成が非常に充実を要請されておるときに、国立の医療機関がみずから率先して新たな医療従事者の養成に従事するためにも、このような措置を講じていただくことによりまして、今後、医療関係者の養成に国立が率先して養成を開始し、それにならなれば、必要によつては県、その他の公的医療機関にも、あるいは大学等におきましても、これらの問題を処理していただくようにいたしたい、こういうことであります。

○藤尾委員 はなはだけつこうなことでございまして、医療の関係者が充実をするということを通してその利益が国民の健康にはね返ってくるというところでございしましたならば、非常にけつこうなことだと思ひます。

そこで、お伺いをいたしたいのでございすけれども、これと関連いたしまして、それではその他でないほうの一番肝心なための医療に当たっておられる、つまり一般の医師あるいは歯科医師等々の養成、こういうことにつきまして、ただいま十二分の手当てができておるかどうか、これをひとつお伺いいたしたいと思ひます。

○滝沢政府委員 この点に關しましては、四十二年、四十五年にわたりました二回、厚生省として、医師の養成拡充につきまして文部省にお願いをいたし、具体的にたゞいま自民党の文教部会等の計画が立てられました。医学部のない県に新たな医科大学を設置するというような推進が具体的になつてまいりました。われわれが予測し、なお一つの希望として持つておりました昭和六十年で人口十萬対百五十という医師の確保については、現状の文部省の対策を講じていただきました四十

も、すでに達成することの見込みが立つてまいっております。

○藤尾委員 医科医師につきましては、ただいま十萬対三十の程度でございすますが、これも医師の約三分の一の五十を目標にいたしまして、養成計画について具体的に文部省の大学設置審議会等で積極的に御推進いただいたおかげでございまして、これも昭和六十年ぐらゐを目途に、大体医師の三分の一を二分の一程度の数に確保するように見込みを立てる努力がなされておるわけにございします。

○藤尾委員 なかなかけつこうな御構想でございまして、皆さま方の意気込みもさこそと感ぜられるのでございすけれども、いま医務局長のおっしゃいましたのは、どこまでもこれは数の問題でございまして、私は、数のみをもつて国民の医療の充実が期せられる、さうには思はないのでございす。どこまでもそれは質が伴っていないか、いけませんからよくわかりませんが、仄聞いたしますところによりますと、どうもその質の向上、質の充実という点に、数を増せば増すほど欠けるところができてくるのではないかと、いううなことがございす。現に斯界の第一人者、現状の医療というものを率直に見て、今後この医療を国民のために奉仕せしめるためには、いまの医科大学の乱立というふうな状態、その教授陣の水準というふうな状態から見て、この卒業生を直ちに国民医療の第一線に充てるということにはなかなか責任を持てかねる、少なくとも卒業せられなから五年程度の十二分の実地教育をしていかねればいけないのじゃないかというふうな意見を発表せられておるやに聞いておるのであります。見通しがついておるといふことと並行をいたしまして、その質の問題ではたしてどうかということをお問われましたときに、皆さま方は、だいたいよくございすと言ひ切れるかどうか、その点を

お伺いをいたしたい。

○滝沢政府委員 この点につきましては、全く先生の御指摘のとおり、また医師会長からも御提案がございすように、世界各国に比較いたしまして、わが国の医学教育、特に医師の医学技術に関する資質の向上に關しましては多分に問題があるというところは、われわれも承知いたしておるわけにございします。特に文部省は、医学の学生の教育を主として主管し、私のほうは卒業後の教育、医師の研修を担当いたしておるわけにございします。このインターン制度が医師国家試験を受ける前一年というものが旧制度でございしたものを、このインターン制度を改めまして、大学卒業後、医師の国家試験を受けたあと二年間の研修制度を、新たな改正の医師法によつて努力規定として定めておるわけにございす。この二年間の医師の研修そのものの内容、それを受け取る研修病院の機能、こういうものについて必ずしも十分でないのが現状でございす。特に、その研修病院で指導に当たりますところの指導医の資質の向上、能力の向上というものが緊急の課題でございす。この点につきましては、医療の供給体制全体の問題として、新たにこれらの欠けておるところについて充実をはかつてまいりたいというふうに考へておる次第でございす。

○藤尾委員 十二分に私の申し上げることは御承知のようでございすから、さらにこれをどうこう言うわけではございせんけれども、実は私どもの選挙区でございす栃木県に、新たに二つの病院がございまして、両方とも、二つの大学でございすから、大学付属病院といたしまして、それぞれ一床の病室をかかえられる付属病院を具備せられるとのことでございす。非常にけつこうなことではございすけれども、その病院が隔たること、直線距離にいたしましてわずか四里か五里しかないというふうなところ、二つの大学がござい、病院ができておるのであります。こういふことを考へましたときに、私は医学に對しては何らかの知識もございせんけれども、

少なくとも、あなたのおっしゃるような、卒業後の研修というふうなものを厚生省が全責任をもっておやりになるというふうな場合に、基本的な解剖というふうなことで、両方の病院にそれぞれ十二分の準備ができるか。そういう小さなところに二つの大学ができ、そうして大きな総合病院が二つもできるというふうなことで、はたしてその必要とする条件が具備せられるのかどうか、こういう点はいかがでございますか。お伺いをいたします。

○滝沢政府委員 この点につきましては、独協医科大学、自治医科大学、これはそれぞれのいきさつがございましてあの土地が選定されたようでございます。まして先生の申しさるるように、自治医科大学の発足が先になりましたが、これについては、教育関連病院として国立の栃木病院の協力が求められましたので、われわれとしては、この教育関連病院として栃木病院の機能を高めることで協力を申し上げたいと思うのでございますが、独協につきましては今後新たに発足するわけでございします。

いま先生御指摘のように、たとえば、解剖等で医師の死体等の取得というふうなことが、医学教育充実の基本になるわけでございます。まして一般的に申しましては、その基礎医学その他の教授の取得というふうな問題もございします。これらのことを考えますと、確かに、地域的に接近した二医科大学の設置、これが地元の医療に及ぼす影響、これはもちろん悪い面ばかりじゃなく、当然いい面も考えられますけれども、これに伴います教育に相当する患者その他の流れ、そういうものを総合的に勘案しますと、結果としてはあのようになりましたが、隣接し過ぎた二医科大学の設置というものは、そのようなこまかい問題について多分に問題点を含んでいるとは思ひのでございしますが、一応方針がございましたので、これに対しては、われわれの立場から、今後の卒業生の研修等の病院の指定、こういう問題についても具体的に協力しなければならぬと思っております。

でございます。

なお、卒後の研修につきましては、大学自体に残って研修をする学生、医師もある。卒業後、他の医療機関、厚生大臣の指定する研修病院で研修をするという二本立ての仕組みになっておりますので、この点については、十分その養成計画と関連いたしまして御協力して、できるだけその隘路を除去するように努力いたしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○藤尾委員 いろいろなことをお伺いいたしました。私にも理解できるところがあり、できないところもあるわけですが、少なくとも医療行政を担当せられる厚生省、その厚生省の中で専門にこれを扱っておられる医務局の局長さん、こういった方々が、これは場合によれば不適当な面もあるかもしれない、しかしながら、従来の経緯でそういうふうになったのだから、これは与件としてしかたがないのではないかと、そういうものによつて出発をしなければならぬのだというお考えは、お役人のお考えとして私はわからぬではありませぬけれども、少なくとも、そういうものができる過程におきまして、厚生省、医務局長が、それに対して正しい指導を文部省にせられて、そして文部省に医療の本質がわかるわけじゃありませんから、私はそういった大学設立につきましても、厚生省御当局の正しいお考えというものがなぜ反映できなかったのかということをお考えを考えましたときに、非常に遺憾を感じるのでございます。まあ、こういった点は、私の場合のほかに別に例があるのかないのか知りませんけれども、今後もあることとございしますから、十二分にお気づけをいただきます。あとでしまつたというふうなことがないように、あのときああやればよかったのというところがないように、ひとつ十二分の御配慮をちょうだいしたいものだ、かように考えます。これはひとつ厚生大臣の御見解を伺わしていただきます。

○藤尾政府大臣 藤尾先生のおっしゃいました点、私もほんとうにこもつともでございます。私

どもといたしましたしは、不十分であつたと思ひますが、きまりました以上は、卒後の研修等について万全を期して、先ほどお述べになりましたように、最近における医師の素質、医療水準の低下ということをお国民が非常に憂へられておられる際でもございします。今後は問題はいろいろあると思ひますが、国民医療の完べきのために、そういう点について全面的に御協力申し上げて、特に卒後の教育について全面的に協力をいたしまして、問題の起こらないように努力いたしたいと考えております。

○藤尾委員 この問題はこれでおきますけれども、ただいまも大臣がそういうような仰せでございますから、できるだけそうやっていただきたいというところを御要望をいたすのでございますけれども、ともかく医科大学が発足をすれば、そのよつてきたるべき結果につきましては、これは厚生省御自身が、医務局長御自身が、大臣御自身が御責任をお持ちにならなければならぬ問題でございしますから、今後の推移につきましても、十二分に御監督をいたして、ほんとうにいい面だけが残るようにひとつ御配慮をちょうだいしたいといふことを御要望申し上げておきます。

次に、重要な問題について、ひとつ御質問をさせていただきます。いろいろおっしゃいます。それは設置法が一番最後に書かれております麻薬取締法の一部を改正するという点と、そして一番初めのほうにございします「第八条第一項第九号を次のように改める」というところで、「所管行政に係る国際協力に関する事務に関すること」というように明記されておられるが、麻薬等々の薬物の乱用というところが、いまや世界的にもそうでございます。幸いにいたしまして、このうち麻薬の王さまともいふべきヘロインというふうなものにつきましては、警察、厚生御当局、あるいは法務御当局の御努力によりまして、りっぱな成績をわが国でおさめることができたというところは周知のところでございますが、一体、このヘロイン等々の麻

薬におきまして、このようなりっぱな成績をおさめ得たということはどこに基因すると思つておられますか、お伺いをいたします。

○松下政府委員 ただいま御質問がございましたように、一時期におきましては、麻薬犯罪は国民に対する非常な災禍を及ぼしまして、国全体をあげて取り組まなければならぬ大きな問題とされておつたわけでございしますが、そういったことを政府全体として取り上げていたしまして、閣議決定におきまして、麻薬対策閣僚会議、その下に麻薬対策本部というふうな組織を設置いたしました。また麻薬取締法の改正によりまして、麻薬犯罪に対する罰則の強化を含めた全体的な規制の強化をする。また中毒者に対しては、その中毒者の治療のための精神衛生法に準ずるような入院措置を定め、さらに退院した者に対する相談員制度を設ける。また一般の国民に対しては、麻薬の災禍を強力なキャンペーンをもつて周知をさせる。いろいろな対策が総合的な効果をあげ得まして、おかげさまで、世界的にも称賛を博するようなヘロインその他の麻薬に対する成果をあげ得た、かように私も了解いたしております。

○藤尾委員 これはただいまおっしゃいましたようなこととございしますけれども、同時にこれは国会におきましても、各党が一致をせられて、悪質な犯罪人につきましては、最高無期懲役の極刑をもつて、これに当たるといふような思い切った措置をとられたということも、私は大きな功績をあげ得た力の一つではないか、かように考えておるのでございます。

そこで、麻薬の場合は、御高説のとおり、非常に成績をあげ得たのでございしますけれども、大麻とか、あるいはシンナー、ポンドとか、あるいは覚せい剤ヒロポンとかいうことになりまして、残念なことには、いま私がおほめ申し上げましたヘロインの犯罪と全く反比例をいたしております。特に七〇年以降の覚せい剤の広がりが、あるいは大麻犯罪の広がりが、シンナー、ポンド

の状況等々というものは、連日の新聞を見ましても、毎日、新聞紙上で出ていないことはないというくらい、非常にしょうけつをきわめるようになってまいってきております。まことに遺憾千万なこととございまして、私ども、こういったものを見ておりますと、ヘロインに劣らぬき目と申しますか、悪い影響がある。こういうものがこういように伸びてきたには、伸びてきただけのま理由もあると思ひます。こういったことにつきまして、一体、厚生御当局、あるいは警察庁、法務省におかれては、現状に照らしてどのようにお考えになっておられるかということ、それぞれお答えを願ひたいと思ひます。

○松下政府委員 全般の事犯あるいは刑罰規定の問題につきましては、警察庁、法務省からも御答弁があるかと思ひますので、覚せい剤の衛生上の弊害及び最近の全体の状況について御説明を申し上げたいと思ひます。

これは先生も御承知かと思ひますが、ヘロインその他のモルヒネ系の麻薬と覚せい剤を比較いたしますと、どちらもこれは中枢神経に作用いたしますが、薬物でございますが、ヘロインが神経の抑制作用を示すのに対して、覚せい剤は興奮作用をもたらしわけでございます。その弊害につきまして医学的に比較いたしますと、それぞれ大きな弊害がございますが、なまで比較することは困難かと存じますが、ヘロインが非常に大きな禁断症状を起こすという弊害、それによります衰弱、消耗というような弊害があるのに対して、覚せい剤におきましては、禁断症状そのものはほとんどありませんけれども、反面、慢性中毒の症状につきましては、精神分裂の症状に類似するといふような大きな弊害もあるわけでございます。そういう意味では、覚せい剤の規制というものは、今後の問題といたしまして、先生御指摘のように、私どもとして強く推進しなければならぬと考えております。

対策といたしましては、現在の覚せい剤取締法をもちまして、覚せい剤自体の規制、それから覚

せい剤の原料になります塩酸エフェドリンその他の覚せい剤原料の規制、その両方を行なっておりまして同時に、昨年の法律の改正によりまして、麻薬取締官及び麻薬取締員におきましても、覚せい剤事犯に対する司法警察権を付与いたしました。麻薬と同様な立場で覚せい剤に対する行政上及び司法上の取り締まりをする、そのような措置を講じて、直轄の麻薬取締官事務所及び各都道府県におきます麻薬取締員を通じての規制を、警察と協力いたしまして強力に進めておる段階でございます。

なお、御指摘のシンナー等の薬物乱用の問題につきましても、昨年の法律改正によりまして、毒物及び劇物取締法の中にそういったものの規制も加えまして、厳重な取り締まりを進めるといふことができるようになってまいりました。その後の状況といたしましては、シンナー等の薬物の乱用中毒といふような問題につきましては、やや減少傾向を見ておる次第であります。

○斎藤(一)政府委員 警察が、この覚せい剤事犯の最近の事態に対して、どういう取り締まりをし、あるいはどういふうまいに考えておるかというのを概要だけ申し上げたいと思ひます。御指摘がありましたように、覚せい剤は一ころたいへん乱用事犯が多ございまして、一番ピークは、昭和二十九年は、警察の資料によりますと、五万五千件を上回る事犯があったのでございまして、それがその後ずつと下がってまいりました。昭和三十三年、八年ごろから四十四年ごろまではおおむね年間七百件から八百件くらいのものでありまして、ところが、先ほども御指摘があったように、四十五年を境に五、六、七と非常に数字がのぼってまいりまして、昨年は年間に四千七百九人の違反者を検挙しておるという状況でございます。

そこで、この状況は、一体どういふわけかというところになってきたのかということ、私どもいろいろ検討するのございしますが、いろいろな事情があると思ひますが、最も目立って著しい

は、やはり最近覚せい剤事犯に暴力団が関与しておる。先ほど申し上げました検挙の人員の内訳を見ますと、暴力団関係の者が七割近く関与しております。そういうことで、暴力団関係の者がこれに目をつけて、盛んにこれを密造し、密輸をし、そして流すのじやないかというふうな主要な原因を考えております。

そこで、私どもとしては、これを告発するためには、いろいろ取締まるだけではできませんが、警察の立場から言いますと、まず元を断つ、外から持ってくる、あるいは中で密造するという供給面を何とかして断つ努力をする。それから、これを用いる、乱用する使用者の側をやはり十分に断つていくというところをしなければならぬといふふうに思っております。そのためには、一方において違反者を強力に取り締まるとともに、先ほど御説明があったように、厚生省あるいは地方機関、たとえば乱用する事犯の多い各府県の関係の機関、そういうものと密接に協力をして、そうしてキャンペーンをすると同時に取り締まりをやっていくというふうなやうまいにしたい。

それから一方、法律的にも、暴力団が目をつける一つの理由は、私ども承知した限りでは、たとえば韓国でこれを買いますと、グラム四千円ぐらいだそうなんです。それで、日本へ持ってきて末端に流しますと、それが一グラム二十万円ぐらいになる、五十倍ぐらいになるので、その間の利益に目をつけてやっておるんだと思うのですが、その反面、そういう経済的な事由のほかに、処罰がいかに麻薬と比べて軽い。麻薬にうつかり手を出すにも無期の懲役を受ける可能性があるが、覚せい剤では軽いんだ、したがって覚せい剤でつかまっても出てくれば金だけは残つておるといふような感じが一般に流れておるようございまして、何とかそういう法律的な面でも、厚生省と御相談して、そうして対策を立てていくというふうなやうまいにしたい。いずれにしても、警察と関係機関とよく協力をして取り締まりの成果をあげてまいりたいというふうな思つております。

○龜山説明員 法務省といたしましては、最近の覚せい剤事犯の急激な増加というのは見過ごしがたい状況であると思つております。そこで、ただいま警察と厚生省の関係から御説明がございしましたように、まず関係機関の一致協力によります徹底した取り締まり体制の確立ということと、また法務省のほうといたしましては、悪質な者を徹底的に取り締まり、かつ公訴を提起し、それに対して厳正な科刑の実現をはかるという点にたたいま重点を当てております。

一時のヘロイン禍の際におきましては、一般の国民の間にも、それから裁判所のほうにおきましても、ヘロインの薬禍といふものについての認識が十分行き届いたということで、非常に厳正な科刑が実現できたわけでございますが、覚せい剤につきましては、何ぶんにも、前に非常に問題になりましたのは、相当古い、昭和二十九年ごろが境でございます。それからあととあらまな科刑の現実といふ点から見ますと、ややまだ足らないところがあるのではないかと、そういうふうな感じもいたしております。その点につきましても、実情等を現在調査いたしまして、適正な科刑の実現という点につとめてまいりたいと存じております。

○藤尾委員 ただいま関係各御当局からお話がございしましたような次第でございますが、中でも、御案内のとおり、最近私どもの記憶の新しいところでは、タイ国において逮捕せられた玉本何氏がなる者が、自分は頭がいから麻薬は扱わななんだ、覚せい剤を扱つておるんだ、麻薬の刑なら非常に重い刑があるかも知れぬが、覚せい剤のほうは軽いから、同じ利潤を得るのなら軽い方がいいと云ふいたという話もございします。こういうこととございまして、ただいま警察からお話のございましたように、最近、こういった犯罪の非常に大きな特徴でございます悪質な暴力団といふようなものから、その利益というものと刑の軽さといふようなものから、この中に足を突っ込んでおる。ますます今後突っ込むかもしれない

いうようなおそれが非常に多いわけでございますが、私どももいたしましては、国民の善良なる秩序というものを守っていく上で、これでは相ならぬ、かように思うのでございまして、この際、こういう覚せい剤につきましても、これに対する対策を十二分に打って、そうしてかつて私どもがヘロインを撃滅をいたしましたと同じ手法をもちまして、同じ力をもって、これの撃滅をはかっていただかなければならぬ、かように考えます。この具体的な問題につきましては、私ども専門委員会でもございまして、社会労働委員会の先生方で御研究のようでございますから、その場において十二分に御考慮をいただけるものと考えますけれども、厚生省、警察、法務省等々の何ぶんの御協力をちょうだいをして、りっぱな成績をあげていただきたいと存ずるのでございます。よろしくどうぞお願いいたしますが、大望の御感想いかがでございますか、お聞かせいただきます。

○齋藤国務大臣 覚せい剤の取り締まりは、お述べになりましたように、国民保健上はもとに一日もゆるがせにすることのできない重要な問題であると思っております。それと同時に、特に暴力事犯と結びついて近年非常に増加しております。こういう傾向でございますから、国民保健の上からいっても、社会秩序の保持の上からいっても、これは看過すべからざることでありまして、何とかこれをもう少し厳重に取り締まる方法がないだろうかということで、役所としても目下慎重に問題点を検討いたしております。

しかし、この問題につきましては、幸いに衆議院側の社労委員会において、党派を越えて与野党の理事の間で、この問題をどういふうに解決したらいいのだろうか、国民保健の上からいっても、社会秩序の上からいっても投げておけないではないかと、いま非常に真剣にお話し合いを願っております。わけでございますので、そうした社会労働委員会における与野党の話し合いと緊密に連絡をしながら、政府としても徹底的な取り締まりのために全力を尽くしてまいらる、かように考えておる次第でございます。

○藤尾委員 大臣から非常にお力強いお答えをちょうだいいたしました。非常にけっこうだと思っております。

最後に、この問題につきましても、国際協力に関する問題を提起をいたしてみたいと思っております。

たとえば、先ほどお話しにございましたように、ヒロポン、覚せい剤につきましても、韓国との間にいろいろな関係ができておる。まことに残念なことでございますけれども、わが国一國ではこれを退治することができないかもしれない。そういう問題がございまして、また、いまは私どもこれを退治することができておりますけれども、いつこれがまた頭を持ち上げてくるかもしれない。ヘロイン、アヘンというような問題につきましても、いまなお、中華人民共和国のある地域、あるいはビルマ、あるいはタイ北部等々の非常に広範な地域で栽培がせられておるといふ話を承っております。こういう問題につきましても、ただ単に私どもが国内的にこれを処理するということだけではいけないのであつて、私どもは、当然、国民に対して責任を持つと同時に、世界のそれぞれの国民に対しまして、私どもは私どもといたしましての責任もあわせ持たなければならぬ。そういう立場にございまして、どうかひとつ、そういう意味合いにおきまして、今後とも関係各御当局が、さらに国際的な御協力へまでその努力を広がられまして、所期の目的を完全に達成されることでございまして、御努力をお願いしたいということを御要望申し上げまして、私の質問を終わります。

○三原委員長 加藤陽三君。

○加藤陽三委員 この法案について若干の質問をいたしますが、まず、水道行政、これを拡充されることは非常にけっこうなことだと思つております。現在、日本の水道の普及状況といふことが、必要に對してどれくらい設備ができておるか、また今後どういふふうな計画をもつてこれを遂行していかうとしておられるのか、そういう点からお伺いしておきたいと思つております。

○浦田政府委員 水道の現在の普及状況でございますが、昭和四十六年末の数字でございますが、給水人口で八千七百六十五万人でございます。これは総人口に對しまして約八二・七％の普及率と申しておりますが、このような状況でございます。

将来どのようにもっていくかということでございますが、これはやはり、いわゆる国民生活にとつての水道の占める意味は、ナショナルミニマムと申しますか、そういうたような理念から、昭和六十年をいまのところ最終の目標年次としながら、長期計画をもつて遂次必要となるには水道を普及していく。行く行くは一〇〇％と申しますか、必要なところには一〇〇％及ぶようにしていくということ、現在、生活環境審議会でもいろいろと技術的な問題についても御検討願つておるといふ段階でございます。

○加藤陽三委員 昭和六十年までには全部必要に必要に應じ切れるというふうに考えていいのですか。

○浦田政府委員 ことばが足りませんが、六十年までに必要となることについては全部応じるようにということを目ざしながら、具体的には五年ごとの年次を一つの区切りとしながら計画を進めてまいりたいということでございます。これは単に厚生省だけの問題でございまして、水源確保の問題その他でございますから、総合的に関係省庁とも御相談申し上げながら水需要の確保につとめてまいりたいと考えております。

○加藤陽三委員 水の問題は非常に大事な問題で、すけれども、最近、水が足りないという声がありまして、水源の問題がいろいろあるわけですから、上水道の中で工業用に使われているものはどれくらいだといふふうにお考えですか。

○浦田政府委員 水道水は年間約百億立方メートル供給されておりますが、そのうちで工場用として使用されている水量は約一〇％であらうかと思われま。これは昭和四十五年度の実績によりま

す。

○加藤陽三委員 通産省の工業用水課長さんにおいでを願つておりますが、このほかに工業用水というものはいまだどれくらい給水しているのですか。

○植田説明員 四十五年の数字で申し上げますと、工業用水の総用水量は大体八千五百万トン・パーデー程度でございます。これは三十人以上の事業所のみの数字でございますが、その中で約半分は回収水、つまり一べん使った水を循環して使う水でございます。残りの五〇％弱が新たに補給する水でございますが、これは、工業用水道とか、ただいま申されました上水道、あるいは井戸水、地下水でございますが、その他河川の表流水等から取るわけでございますが、新規に補給する水の中で、工業用水道の中から補給しているものは大体二四％というのが四十五年の数字でございます。

○加藤陽三委員 工業用水道ですが、その水源はおもに地下水の吸い上げですか。あるいは川から取っておりますか。

○植田説明員 工業用水道の水源はほとんど河川から取っております。

○加藤陽三委員 この工業用水道と上水道との間には、両方とも河川から取られるのだからと思うのですが、協定というのですか、そういうふうなものをつくっていらつしやるか。あるいは、通産省なり厚生省が別々に計画を立てて現地で調整するといふふうになっておるのですか。どうなんでしょう。

○浦田政府委員 上水道と工業用水の調整の問題でございますが、これは両省間で個々のケースについて十分御相談を申し上げてやっておりますのでございまして。

○加藤陽三委員 河川から取る分は両省で協議してやりになっておるといふことですが、地下水をくみ上げる、これはどういふふうになっていきますか。

○植田説明員 地下水のくみ上げは、工業用水の

ほかに、農業用水とか、あるいは漁業用水といいますが、そういったいろいろなものがございまして、工業用水に關して申しますと、地下水のくみ上げを大量に行ないまして地盤沈下が起るような問題が出ますと、これは防止しなければならぬので、そういう地盤沈下が起っている場所、あるいは起るおそれのある場所につきましては、工業用水法によりまして地域指定いたしまして、そこでは地下水のくみ上げを規制し、工業用水道へ水源を転換させるというふうな方向で指導しているわけでございます。

○加藤(陽)委員 その点はよくわかりました。それで、最近では水が足りないものだから、上水で一本使ったやつをまた使う。いま工業用水についてはお話しになりましたが、そういうふうな問題が、これからだんだん起ってくると思はれるので、これを将来の姿として、工業用水、それは農業用水もありまうけれども、これと上水道というふうなもの、いまのようなばらばらの行政機構でうまくいくんだらうかなという気がするので、けれども、これは厚生大臣、お考えがありましたら、ひとつお聞かせをいただきたいと思うので、

○齋藤(陽)大臣 水資源の問題はほんとうに大事な問題でございまして、各省がばらばらでやるというふうなことでは問題は解決しないと考えております。そこで、御承知のように、経済企画庁におきまして総合的に調整して、その効果を十分にあげるといふふうなことになっておるわけでございまして、特にこれは五大水系についてそういうふうなことをいたしておるわけでありますが、今後は、五大水系のみならず、調整をとるといふことは非常に大事な問題だと考えておりますから、私どもも、そういう方向で今後努力をいたしてまいりたいと思っております。

○加藤(陽)委員 厚生大臣の考え方はわかりましたが、建設省、農林省、通産省もみな関係があるわけですから、別の機会にまたお尋ねして、私の考えをまとめていきたいと思っております。

次の問題は、今度の法律で公衆衛生審議会というものを設置する、こうなっておりますね。中央精神衛生審議会、栄養審議会、結核予防審議会、伝染病予防調査会、これは廃止する。このような法案が国民のためになるのかどうかという点について、私ちょっと疑問に思っているのですが、この提案趣旨の説明を読んでみますと、「現在、公衆衛生に關する審議会は、個別の分野、個別の疾病に対応して設けられており、公衆衛生全般にわたって審議する場がありませんが、この分野においては、疾病構造の変化に伴い新たな行政需要が生じており」ということになっておりますが、これをやるというお考えになつてゐる理由、これをひとつお聞かせ願いたい。

○加倉井政府委員 御指摘の審議会の点でございしますが、その前にまず、私どもが従来取り扱っておりました結核その他の伝染病、いわゆる感染性疾患が、最近では非常に減少してまいりました。その推測をいたします資料といたしましては、人口動態統計の死因統計がございまして、これを見ましても、従来、死因の首位を占めておりました結核が、すでに十番目等以下に下りまして、脳卒中、ガン、心臓病、これらの疾病による死亡が上位を占めております。そのほか、私どもが疾病構造の変化を推測いたしますもう一つの資料といたしましては、毎年厚生省で実施いたしております患者調査というのがございまして、これによりまして、やはり感染性疾患が非常に減少してまいりまして、いわゆる成人病というものが非常に大きくクローズアップされてまいっております。

したが、いま、従来、中央精神衛生審議会あるいは結核予防審議会等で特定の疾患を御審議いたしておったわけでございしますが、いま申し上げましたような疾病構造の変化によりまして慢性疾患というものの対します厚生省の私どもの新たな行政需要を喚起しなければならぬ、こういう事態に至つたわけでございまして、したが、いま申し上げ、従来四つの審議会がございしましたが、基本的な公衆衛生の問題につきまして御審議いただく場

がございせんでした。特に慢性疾患につきましては、非常に慢性の経過をたどることもございまして、ふだんからの健康問題について、いろいろ私どものほうといたしまして行政施策を講じなければならぬわけでございまして、そういうものを全部ひくくめまして基本問題審議会というふうな形におきまして公衆衛生の基本問題を御審議いただいて、従来のもものも含めてございまして、包括的な対策をやはり立てなければならぬというところで審議会の統合をお願いする次第でございまして。

○加藤(陽)委員 いまの御答弁で公衆衛生審議会をつくらなければいかぬという点はわかつたのですが、これらの四つをやめる、統合するのだという点の説明がちょっと足りないと思うのですが、どういふわけでしょう。

○加倉井政府委員 やめるというわけではありませんが、先ほど申し上げました公衆衛生審議会の中に部会を設けまして、それぞれに引き続き御審議をいただく、こういう体制をとつてございまして。

○加藤(陽)委員 私は結論的にいへば、いまあなたのおっしゃつたような公衆衛生審議会の必要はわかるから、この審議会のほかに、国民のためになるなら別につくつた方がいいじゃないかという気が答弁を聞きながらしたわけですが、いま部会をやるのだというふうなお話ですが、結核や伝染病、精神衛生とどういふ関連があるのでしょうか。同じ審議会の中で別々の部会をつくられる。何か水と油を合わせたような気がするのですが、その辺どうでしょう。

○加倉井政府委員 医学的な面につきましては、御指摘のとおり、全く結核と精神につきましては別個の問題かと存じますけれども、その患者の処遇その他につきましては、ある程度共通する部分もございまして、したが、いま申し上げ、これは私どもといたしまして、公衆衛生施策の中で共通部門として取り上げる面を強調していただかなければならぬ、かように考えておる次第でございまして。

○加藤(陽)委員 これ以上追及するわけじゃありませんが、私には何かおっしゃることが説得力がないように思われる。これは共通する部分があるといへば、この四つではありません。ほかにまだあります。特にこの四つだけを一つの審議会にまとめられるという点について、私どもは納得しかねるのだが、もう一べん御迷惑ですが、答弁してくれませんか。

○加倉井政府委員 従来、御指摘のように、結核予防とか伝染病予防、あるいは精神というように、独立の疾患で審議会を設けていたございまして、いろいろ御審議をいただいていた。これを広く包括的にほかの問題も御審議いただくような審議会を設けたい、これが真意でございまして。

○加藤(陽)委員 同じことになるとは、そういうものを設けられるというあなたの方のお考えはわかるのです。なぜこの四つを一緒にしなければならぬかということなんですが、その辺の御答弁が足りぬように思うのですが……

○加倉井政府委員 繰り返すようでございしますが、医学的な問題につきましては、全く別個な立場で御審議をいただくこともあろうかと思ひますが、たとえば、それに対します収容対策とか、あるいは医療費保障の問題あるいは保健所行政の中におきましていろいろな地域社会の問題、それをどういふふうな処理するかというふうな点につきましては共通事項もございまして、したが、いま申し上げ、私どもの取り扱つております、今後ふえるであろう疾患等につきましても、包括的に広く御審議いただいたほうが、私どもの行政としては伸びるのじゃないか、かように考えておるわけでございまして。

○加藤(陽)委員 包括的に審議する必要、これはいいのです。私の言っていることをよくお聞き取り願ひたい。これはいいんだけれども、なぜこの四つをやめて一緒にしなければいかぬか、別につくつたらいいじゃないかという感じなんです。ね。その辺の御答弁ができたらいだきたい。

ては、私どももいたしまして、行政事務の効率化ということも考えておるわけでございまして、政府の方針をいたしまして、審議会の統合というのを一応の前提といたしてございまして。

○加藤陽委員 わかりました。終わります。

○三原委員 大石千八君。

○大石(千)委員 私は、厚生省設置法の一部を改正する法律案に關しまして、二、三お答えいきたいと思います。

まず、今回、統計調査部を統計情報部に改組するというところにつきまして、厚生省の中の情報システムの業務がどのように変わっていくのか、その辺の説明をしていただきたいと思います。

○石丸説明員 従来われわれの統計調査部において実施いたしておりました業務の概要を申し上げますと、人口動態統計、これは主として出生、死亡、死産、婚姻、離婚等の数字を取り扱っている統計でございますが、そういった人口動態統計、あるいは各種の疾病統計を中心とした衛生統計、社会福祉関係の統計として社会統計、こういう定期的にとりまして各種の統計と、随時実施しております行政目的に応じた各種の実態調査、こういったことを従来主として取り扱ってまいりましたわけでございますけれども、近年におきます行政需要というものが、非常に膨大な各種の情報を迅速かつ効率的に処理していくことを要求してまいってきたわけでございまして、このため、われわれのほうといたしましては、コンピュータを中心として各種の情報を処理していく体制を整えていきたい、こういうふうに考えたわけでございます。その結果、従来われわれの取り扱ってまいりました業務に加わる業務といたしましては、最近、非常に膨大化しつつあります医薬品の許認可審査業務の迅速化、あるいは医薬品の安全性再確認を即時的に行なうようなチェックシステム、そういったことを行ないます医薬品に対するいわゆる情報管理というふうなもの、あるいは医療需要の予測と供給体制、あるいは

は社会福祉関係施設の需要とその供給体制の情報管理、あるいは医療従事者の資格、免許管理等、こういった新しい業務の要求が出てまいりましたわけでございます。いずれにいたしましても、今後、必要な各種の情報を、コンピュータを利用いたしまして、迅速かつ的確に処理することによりまして、いわゆる情報の先取りというふうなことを考えておるわけでございまして、そうすることによって、今後われわれの行なうてまいります厚生行政の向上をはかってまいりたい、こういうふうな考えでおります。

○大石(千)委員 そうしますと、コンピュータを使って実際に統計をとり、それを医療情報システムとして厚生行政に取り入れていくのはいつごろからでございますか。

○石丸説明員 医療情報につきましては、また事務局のほうからも答弁があると思いますが、われわれのほうといたしまして、コンピュータを利用して、従来からいわゆる集計業務、統計の計算業務を行なうておるわけでございまして、コンピュータの記憶能力と申しますか、そういったものを利用いたしまして、いろいろな情報を記憶しておいて、その必要に応じていつでも取り出せるような、こういう新しいシステムを今後つくってまいりたい、こういうふうに考えております。

○大石(千)委員 御趣旨はよくわかりました。そうしますと、今回、名称も統計情報部というふうに変えて、さらにまた、その内部構造も、それに従って情報システムが有効に働くように改組をされるわけでございまして、そのメリットと申しますか、医療行政に対して今後具体的にどういうメリットがあるか、それを御説明いただきたいと思ひます。

○石丸説明員 ただいま一例として申し上げます、たとえば医薬品の情報管理というふうなことを考えてみますと、先年問題になりましたいわゆるスモン、これはキノホルムを使用したしております医薬品による一つの被害というふうな結論が

出たわけでございますが、そういった場合に、キノホルムを含有している医薬品に一体どういふものがあるか、こういうことを即時にコンピュータを利用して引き出せる。どこの会社がどういふ製品をつくっている、こういうことを即時引き出せるような体制を整える。これは一例でございますが、そういうふうなメリットを考えております。

○大石(千)委員 そうしますと、一般国民として、医療行政による目に見える恩恵と申しますか、そういったものがあると思ひます。たとえば医療行政をやっていく上で非常に便利になるとか、そういうことに関しての説明をお願いいたします。

○滝沢政府委員 先生のお尋ねの趣旨に沿うようにお答えするとすれば、私のほうの医療情報問題にかかわってまいらると思うのでございます。いままで統計調査部長がお答えいたしましたのは、厚生省の内部の機構の中の統計調査部の機能の問題について主として申し上げておたわけでございしますが、医療情報の問題になりますと、これは、各種の電子機器が開発されてまいりまして、人間の健康状態、あるいは機能しているいろいろの心臓その他の状態というものを、かなり遠隔の地域において把握できる、こういうようなシステムの開発であるとか、もちろん、医学、医療そのものにおける診断システムとして、たとえば、脳波を、集団的に検査した結果、その機能にかけますと、正常のものは出なくて異常の脳波のものだけはいき出すというところで、従来、一人の先生が相当の時間をかけなければ異常の有無を見出すことができなかったことも見出すことができるというふうな、健康管理面、あるいは個人の健康にまつわる問題、そういうことに電子機器の開発が非常に進んでまいっております。医療が非常に複雑多様化しているときに、このような機器が開発されてまいりまして、これを医療に利用していくというところで、各国競つてこの問題を取り上げつつあるわけでございまして、われわれもいたしまして、四十八年度、通産省、厚生省ともに約一億一千万のこの開発の予算をいただきました、この問題に

ついて具体的に、事務局の機構の中にそれを担当する室を設けまして、関係各界の専門家の御意見を聞きながら、時間と費用は相当かかると思ひますけれども、わが国といたしまして、各方面の個人あるいは集団の医療面にこれを活用して、国民の福祉の向上に寄与するように努力いたしたいというふうに考えておるわけでございまして。

○大石(千)委員 そうしますと、非常に広範にわたつての情報を収集できるということで、たいへんに先の見通しが立てられると申しますか、ある意味では先取りの医療行政もできるわけでございしますね。

○滝沢政府委員 この点につきましては、先ほど例に引きましたように、最近、実験されましたのは、ニューヨークと東京において、ニューヨークにおける心臓の状態を東京医科大学の機械によって把握する。あるいは国内では、和歌山県の医大の患者の状態について、心臓の専門家である女子医大の先生が相談を受けた形で映像が送られてきて、そしてそれを診断ができる。こういう遠隔という距離的な問題のほかに、質的に、たとえば心筋梗塞を起こす危険のある方というふうなもの、あるいは一度軽く起こしたとか、あるいは血圧その他の状態から起こす危険がある、こういう方の健康状態をふだん登録しておきますと、いざそういう状態が起こったときに、そのコンピュータに入れたてありまして、その人のからだにまつわるあらゆる情報を引き出すことが、血液型はじめ一々家族に聞いたりいろいろしなくても、あるいは前の健康状態がどうであったということもすぐわかる。したがって、いまの状態はこれと関連あるかないかというふうなことも引き出せるわけでございまして。

ですから、質的な面と距離的な面の広がりももちろん広くなると思ひますけれども、問題は、そういう機器を医療という面に応用するのであります、医療そのものが、極端にいえば医師の判断はもうほとんど必要ない、機械がみんな判断してくれというふうな問題ではございません。やは

り最終的には、医療というものにその機器というものをどういうようにして応用し活用していくかということから、結局、医療全体がシステムのなり、個々の診療所に行きまじったときの情報というものが、その人がまた病院にかかるときに情報センターからとれるというように、開業医も公的病院も協力し合って、そして医療そのものがシステム化するという準備と心がまえ、そういうものができたときにその機械が応用されるということから、そういうシステムの開発というものは、機械の開発そのものと同時に、応用する立場からは、われわれ医療関係者のそういう仕組み、組織化というものをきちんとやるということが重要になってくるわけでございます。

○大石(千)委員 確かに、情報化社会といわれる昨今、そういうコンピュータの導入というものは、どの社会においても非常に取り入れられておりまして、その中においての社会活動というものは、どの社会でも進歩しているわけでございますが、特に医療に関しては、医学の進歩、そしてコンピュータの発達という点を別にしても、いま言われました医は心と申しましょうか、人間の気持ちというものを根底に置いて、これから医療行政に取り組んでいただきたいと思ひます。

も聞かれるわけでありまして。その点について、僻地医療対策、それから緊急医療対策の現状をお話しいただきたいと思ひます。

○滝沢政府委員 救急医療の問題につきましては、消防法によって告示病院を設けまして、そこに消防署の救急隊員が患者を運ぶ、こういう屋外の道路上で起こる交通災害というものを主たる目的としてスタートしたのでございますが、国民の要望として、また当然のことでございますが、一般的に家庭で起こる急病、こういうものもやはり救急隊によって運ばれていくというように今度には、休日であるとか夜間であるとかいふときに、交通事故以外の一般の急病が発生する、急病が発生する、こういうものに対する対処もしなければならぬ、こういうことでございます。

したがって、最も重要である交通事故の關係には、全国に救急医療センターというものを設けまして、そこで一番むずかしい脳外科の手術などができるような講習会をや、医師の研修をやります、それができるように組織的に持っていく、整備を急いでおります。それから、いま申し上げた休日、夜間等の診療については、地区医師会とともに、当番制なり、あるいはそのようなセンターを設けるというふうな仕組みで救急対策には対応いたしておりますが、この中で、きょうの問題になっております医療情報システムが当面何かに使えるのじゃないか、こういう問題が一つある。その中で、事故を受けた患者の病院に運ばれるまでの間の状態、あるいはこの病院に運ぶのが最も適切であるか、こういうようなことは、その現場においてからだに一つの測定器をつけると、遠隔の病院でその患者の心臓の状態、脈搏の状態等を把握できるわけですが、したがって、今後の課題としては、救急車の中に患者のそういう状態を把握できるような装置をつけるというふうなことも、これも一つの課題でございます。

たように、東京の女子医大ですでにやっておりますが、地域において心臓病を起こす心配のある患者が登録されておると、これも電話一本ですぐに、いわゆる消防隊でない、病院の救急車が参ります。そのときに、途中から患者の情報というものは病院に入つてまいります。そしてそれに対応した準備をして、すぐに処置ができる。こういうように、一般的に家庭における急病対策についても、やはりこの情報システムがもっと広範に利用されるという時代が来る必要があるわけでございます。

○大石(千)委員 現段階では、僻地と緊急医療対策、これが重なった場合の問題がだいぶまだ強いと思うのでございます。特に、僻地で医師の当番制というものが十分に確立されておらず、今度には市街地まで行かなくてはならないという場合には、はたして僻地の方々がはつきり市街地の当番医というものがわかるかどうか。そういうようなシステムができていくかどうか。これは医療行政から離れて、地方自治体の行政というふうな面にもかかわるわけでございます。これは医療行政のうち、僻地におけるそういう緊急医療対策というものの、今度できますその高度の医療情報システムを活用して、万全の体制をとっていただきたいというふうに要望させていただきます。

おられますでしょうか。

○加藤(威)政府委員 御指摘のように、確かに民間の社会福祉施設の運営につきましては、必ずしも公助が出る、市町村立は、足りない場合には市町村から補助してもらおうという便法があるわけでございますが、民間の施設については、なかなかそういう金が出ないという面がございます。御指摘のとおり、必ずしも公助ではない実情でございます。したがって、私どももいたしましては、民間の施設が非常に運営が苦しくて、そのために収容されている人たちのほうに苦寄せがいくというところがございます。具体的に申し上げますと、一つはやはり施設の職員の充実をはかる。そのためには給与の改善というものをやらなければいかぬというところで、四十六年度、四十七年度、さらには四十八年度というところで、相当大幅な給与の改善を行なうわけでございます。

一

増ということをはかっております。

そのほか、たとえば施設をつくります場合に、単価が非常に安いというようなことで、超過負担を施設の設置者が負担するというようなこともございますので、これは民間の福祉施設だけの問題ではございませんけれども、施設の整備にあたっては単価の引き上げというように、それを極力やるということ、それから、これは民間施設の施設整備については、社会福祉事業振興会という公的な融資機関がございます。その利子を引き下げるということ。五分一厘一毛から四分六厘に引き下げるということ。四十八年度から実施するということ。またいろいろ不十分な点はございまするけれども、そういう点を実施いたしましたし、御指摘のように、民間施設の経営を少なくともあまり困らないように持つていくという努力をしておるところでございます。

○大石(千)委員 それから、やっぱり社会福祉施設の絶対量の不足ということが、特にことは福祉元年ともいわれている年でございまして、十分な福祉施設がほしいという声が非常に世論になっているのでございますが、こういう社会福祉施設、特に働きたくても働けない、自分の力ではどうしようもないという寝たきり老人とか、あるいは重度の心身障害者並びに障害児、こういう施設というものは早急にその要望にこたえてほしいというのが、やはり国民の率直な気持ちではないかと思ひます。そういう点につきまして、ひとつ大臣の所見をお聞きしたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 社会福祉施設の整備につきましては、実は昭和四十六年度から五カ年計画で国民の要望する数だけは整備しようという計画は一応立てて、四十八年度が三年目になるわけですが、四十八年度の年度末になりますと、その五カ年計画につきまして、まあまあ順調にその計画が進むのではないかと私は思っております。

特に一番大事なのは寝たきり老人の収容施設大事です。これは四十八年度になりますと大体六〇%から七〇%近くなると思ひます。ただ、その

中で多少おくれて私が気になっておりますのは重度心身障害児の収容施設なんです。これは、国立の療養所やその他に併設をしたり、それから民間施設でやっていただいているものもありますが、これは建物を建てればいいというものではないのです。御承知のように、ああいう気の毒な方ですから、看護婦さんがたくさん要るのです。それが、一般病院でも看護婦がないといって悩んでおるこの際でございますので、実はこの重度心身障害児のほうは、私をして言わしむれば、四十八年度、九年度、相当馬力をかけないと国民の期待に沿うことができないのではないかと、こういうふうなことをおそれておりました。四十八年度は、特に重度心身障害児の収容施設、その収容施設とともに、そのめんどうを見ていただく看護婦の充足、これに全力を尽くしてまいりたいと思ひます。

しかし、いずれにいたしましても、四十六年から五年計画の計画は、いまのところ大体順調に進んでいくと思ひます。

しかしまた、御承知のように、先般、経済企画庁においては新しい社会経済計画というものを立てまして、四十八年からさらに五カ年計画で五十二年まで、国民の望む社会福祉を実現していくというじゃないか、こういうことになりましたので、五十年年度までの社会福祉計画を、国民の要望もほとんど複雑に出ておりますから、その要望を体してこれを改定しまして、五十二年度完成ということを目標にした新しい計画を立てて、西欧先進諸国並みの社会福祉施設の整備ということに全力を尽くしてまいりたいと思ひます。田中総理も社会福祉については非常に熱を入れておりました。田中内閣は福祉内閣、こういうことでございまして、私もそういう点に全力を尽くしてまいりたい、私もかように考えておる次第でございます。

○大石(千)委員 たいへん社会福祉に御理解のある発言をいただきまして、ぜひその熱意というものが今後の社会福祉行政に実ることを私も期待をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○三原委員長 次回は、来たる六日火曜日、午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後五時三十七分散会

昭和四十八年三月八日印刷

昭和四十八年三月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局